

ひと ひと
女 と 男 がともに認め合い、ともに輝くまち

垂井町第2次男女共同参画プラン

平成 25 年度～34 年度



垂井町

はじめに

垂井町では、平成15年1月に「垂井町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、学校教育や社会教育の中における教育・啓発活動、仕事と子育ての両立を図るための保育サービスの充実など、さまざまな取り組みを推進してきました。住民の男女共同参画に関する意識や認知度は、この10年間で確実に高くなってきていることは、住民アンケートの結果からもうかがわれます。



一方、性別による固定された役割分担意識や、それらに基づく社会慣行、しきたりなどは根強く、職場、地域社会などにおいて取り組まなければならない課題は多く残されています。

さらに、少子高齢の進展、人口減少社会の到来、経済のグローバル化と厳しい雇用情勢が続く中、新たな課題も生じています。このように社会情勢が変化する中であって、垂井町が男女ともにいきいきと暮らせるまち、活力あるまちとなっていくためには、男女共同参画、特に女性の活躍は不可欠といえます。

このため、「^{ひと}女と^{ひと}男がともに認め合い、ともに輝くまち」を基本理念とする「垂井町第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりの一層の推進を図ることとしました。このプランでは、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」「まちづくり等への女性の参画促進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり」を基本目標に掲げ、88項目にわたる具体的な取り組みを進めることとしています。

今後は、このプランの実現に向け、住民の皆様、事業所、関係団体等が一体となって取り組みを推進していきたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プラン策定に当たり、ご提言をいただきました垂井町男女共同参画プラン懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました住民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

垂井町長 中川 満也

計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の性格	2
4	計画の策定体制	2
(1)	垂井町男女共同参画プラン懇話会	2
(2)	垂井町男女共同参画プラン行政推進会議	2
(3)	アンケートの実施	3
(4)	関係団体アンケート	3
(5)	パブリック・コメントの実施	3

第1章 垂井町の現状

1	人口	5
(1)	垂井町の人口と高齢化率の推移	5
(2)	人口ピラミッド	6
2	高齢者の状況	7
(1)	高齢者単身世帯	7
(2)	高齢者夫婦世帯	7
(3)	高齢者のいる世帯の推移	8
3	少子化の状況	9
(1)	出生数・合計特殊出生率	9
(2)	婚姻・離婚件数	10
(3)	未婚率	10
4	就業の状況	11
(1)	女性の年齢別就業率	11
(2)	給与格差	11
(3)	農業就業人口	12

第2章 基本理念・基本目標

1	基本理念	13
2	基本目標	14
3	施策の体系	15
4	計画の基本的視点	16
(1)	人権の尊重	16
(2)	社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）の解消	16
(3)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16
(4)	女性が力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進	17
(5)	あらゆる分野でのパートナーシップの実現	17
(6)	住民・事業者との協働	17

第3章 分野（目標）別の課題と取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 / 19

1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発	20
◆現状と課題	20
◆施策の方向	22
①様々な機会や場を活用した普及啓発	22
②男女共同参画に関する学習の推進	22
2 家庭、地域における男女平等教育の推進	23
◆現状と課題	23
◆施策の方向	24
①子育てにおける男女共同参画の促進	24
②家庭内でのパートナーシップの促進	24
3 学校等における男女平等教育の推進	25
◆現状と課題	25
◆施策の方向	26
①男女共同参画意識を育てる教育の推進	26
③男女平等教育に対する教職員の意識啓発	27
②学校等の行事における父親の参加促進	27

基本目標Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進 / 28

1 政策方針決定過程への女性の参画促進	29
◆現状と課題	29
◆施策の方向	31
①審議会等への女性の参画促進	31
②管理職等への女性の登用促進	31
2 まちづくり等への女性の意見の反映	32
◆現状と課題	32
◆施策の方向	33
①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用	33
②まちづくりへの女性の意見の反映	34

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現 / 35

1 仕事と子育て・介護の両立支援	36
◆現状と課題	36
◆施策の方向	38
①子育て支援サービスの充実	38
③ひとり親家庭等に対する子育て支援	39
②母子保健サービスの充実	39
④介護サービス等の充実	40

2 男女が働きやすい職場環境づくり	41
◆現状と課題	41
◆施策の方向	43
①男女が働きやすい職場環境づくり	43
②農林業・商工自営業に従事する女性への支援	43
③子育て後の女性の再就職に対する支援	44

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり / 45

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	46
◆現状と課題	46
◆施策の方向	49
①あらゆる暴力の防止と被害者支援	49
②人権に関わる相談体制の整備	50
2 生涯にわたる健康づくりの推進	51
◆現状と課題	51
◆施策の方向	51
①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及	51
②妊娠・出産に関する健康支援	51
③成人期・高齢期における健康支援	52
④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進	52
○評価指標と目標	53

計画の推進に向けて

1 推進体制	55
(1) 男女共同参画プラン行政推進会議	55
(2) 男女共同参画プラン懇話会	55
(3) 意識調査の実施	55
2 計画の広報	55

資 料

1 計画の策定経緯	57
2 垂井町男女共同参画プラン懇話会	59
(1) 設置要綱	59
(2) 委員名簿	60
3 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議	61
(1) 設置要綱	61
(2) 委員名簿	62

4	関係法令	63
(1)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	63
(2)	男女共同参画社会基本法	69
(3)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	74
5	用語解説	85

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

男女共同参画社会基本法の施行（平成 11 年 6 月）以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」といいます）の制定・改正、男女雇用機会均等法の改正など制度上の改善や啓発活動が進み、人々の男女共同参画に関する周知度や意識も高くなってきています。一方、依然として改善が進まない分野も少なくありません。

国においては、更なる男女共同参画社会の推進に向け、平成 22 年 12 月に第 3 次男女共同参画基本計画を策定しています。

この計画では、①実効性のあるプランとするため具体的な数値目標の設定を行うこと、②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・子育て支援」など、府省横断的に取り組んでいる施策との密接な連携を図ることなどを基本的な考えとしています。

<第 3 次男女共同参画基本計画>

強調すべき視点	今後取り組むべき喫緊の課題
①女性の活躍による経済社会の活性化 ②男性、子どもにとっての男女共同参画 ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応 ④女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤地域における身近な男女共同参画の推進	①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現 ③雇用・セーフティネットの再構築 ④推進体制の強化
施 策 分 野	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3 男性、子どもにとっての男女共同参画 4 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 5 男女の仕事と生活の調和 6 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 7 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 8 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶 10 生涯を通じた女性の健康支援 11 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 12 科学技術・学術分野における男女共同参画 13 メディアにおける男女共同参画の推進 14 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 15 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	

岐阜県においては、平成 15 年に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、①あらゆる分野における男女共同参画の促進、②人権が尊重される社会環境整備、③男女共同参画の基盤づくりを政策の柱とした「岐阜県男女共同参画計画（第 2 次）」（平成 21～25 年度）が策定されており、これに基づき施策が推進されています。また、DV防止法に基づく「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」（略称：DV 防止基本計画）が平成 21 年 3 月に策定されています。

本町においては、平成 14 年度に垂井町男女共同参画プラン（以下「第 1 次計画」といいます）を策定し、学校教育や社会教育の中における教育・啓発活動、仕事と子育ての両立を図るための保育サービスの充実などを推進してきました。平成 24 年度に第 1 次計画の目標年度を迎えることから、国や県の動向に留意しながら、また、本町の第 1 次計画の取り組み状況や課題の整理、住民の意識の把握等を踏まえて計画の見直しを行いました。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

3 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

この計画は、町の総合計画を上位計画とし、子育てスマイルプラン、いきがい長寿やすらぎプラン 21、健康日本 21 たるい計画など町の関連計画との整合性を図り策定し、連携して施策を推進します。

4 計画の策定体制

(1) 垂井町男女共同参画プラン懇話会

計画の策定および施策について、様々な分野の住民の意見を聴取するため「垂井町男女共同参画プラン懇話会」を開催しました。

(2) 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議

男女共同参画に関わる施策は広範囲に及ぶことから、庁内に「垂井町男女共同参画プ

ラン行政推進会議」を設置しています。計画の具体的な検討を行うため推進会議の下に研究部会を置き、この部会において現状と課題の把握、計画案の作成を行いました。

(3) アンケートの実施

「垂井町第2次男女共同参画プラン」の見直しに先立ち、男女の地位の平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女の人権などについての住民の意識を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

また、役場職員や町内団体を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

(4) 関係団体アンケート

町内の各種団体に対して、団体活動・業務における男女の関わりや性別による問題点、男女共同参画についての意見などをたずねるアンケートを実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

計画案を、役場窓口、ホームページ、広報等で公表して、広く住民から意見を聴取しました。

第1章 垂井町の現状

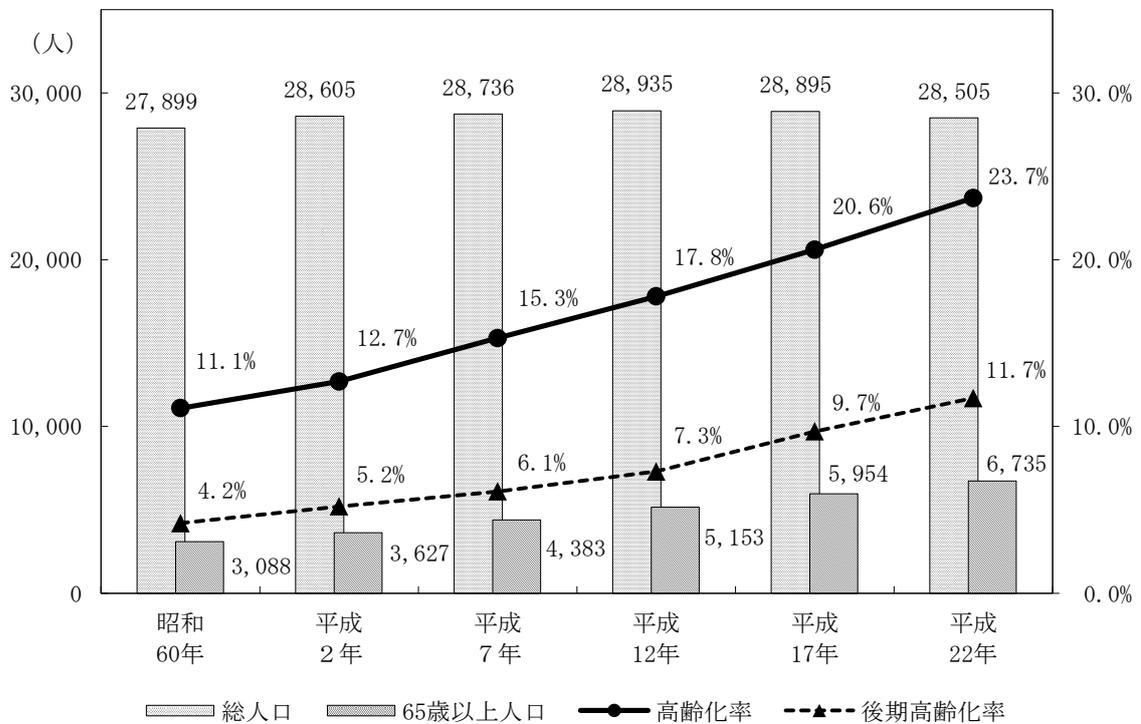
人 口

垂井町の人口と高齢化率の推移

本町の人口は、平成22年の国勢調査によると28,505人となっており、平成2年以降は28,000人台後半で推移しています。

総人口は変わりませんが、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成22年は6,735人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は23.7%となっています

図表1-1 垂井町の人口と高齢化率の推移



(注) 平成22年の総人口は年齢不詳62人を含む。

資料：「国勢調査」



人口ピラミッド

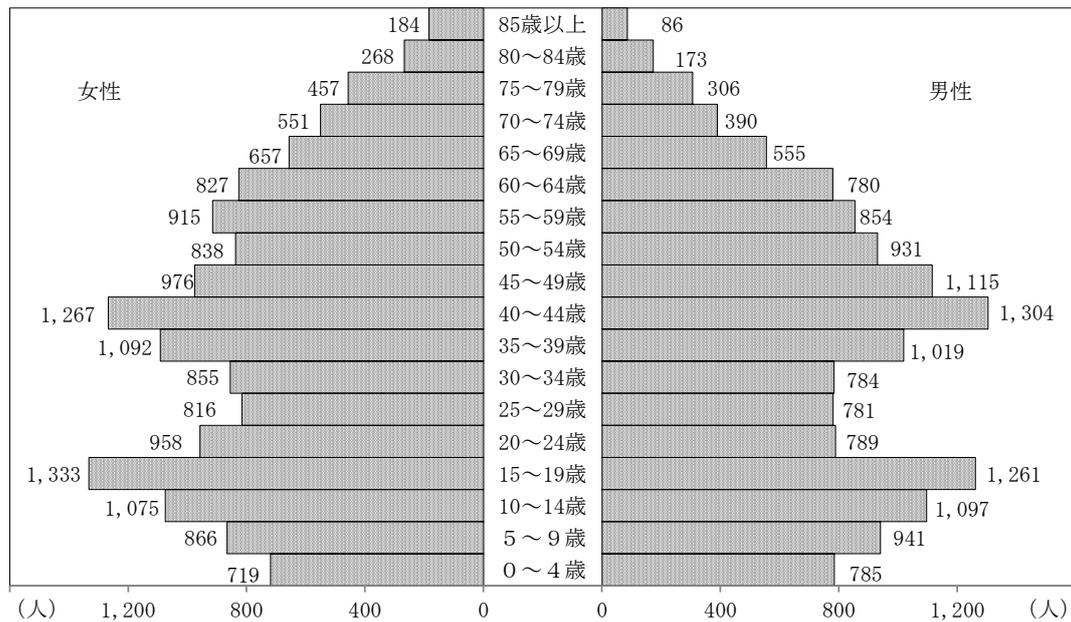
平成2年と平成22年の人口ピラミッドを比べると、平成22年は55歳以上の層が増加し、特に女性の85歳以上は大幅な増加となっています。

性別にみると、75歳以上は女性が男性を大きく上回っています。

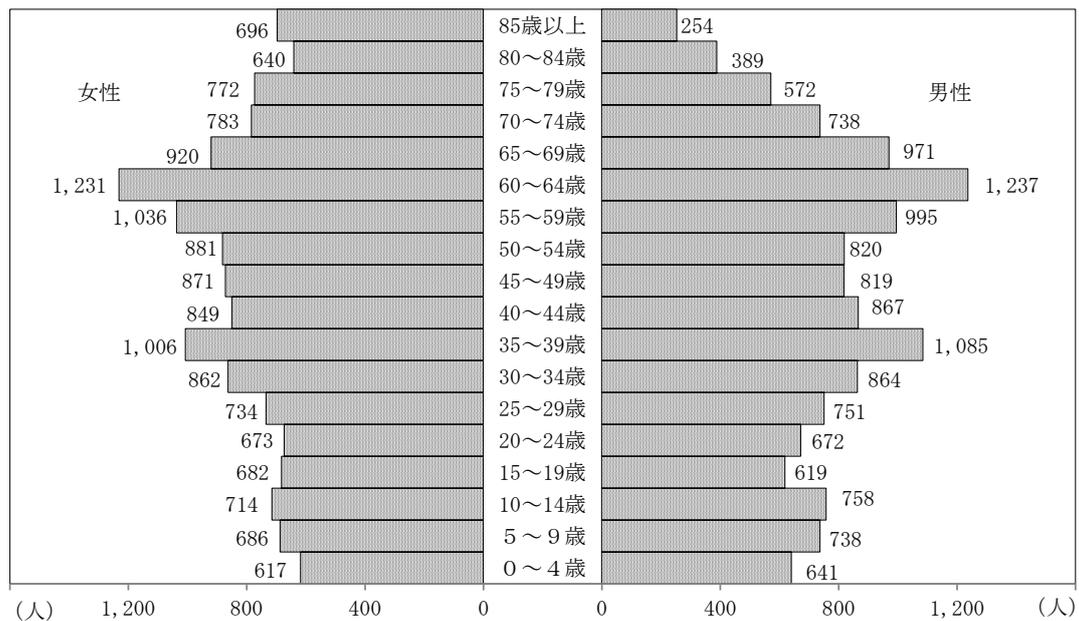
団塊の世代が含まれる60～64歳の層と団塊ジュニアが含まれる35～39歳の層は、男女ともに多くなっています。

図表1-2 人口ピラミッド

平成2年



平成22年



資料：「国勢調査」

高齢者の状況

高齢者単身世帯

平成22年の国勢調査によると、一人暮らしの高齢者は630人となっており、うち女性が441人、70.0%を占めています。

図表1-3 高齢者単身世帯

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
女性	92	78	110	101	60	441
男性	56	50	40	26	17	189
計	148	128	150	127	77	630

資料：「国勢調査」平成22年

高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯は1,016世帯で、うち夫婦ともに後期高齢者の世帯は221世帯（21.8%）となっています。

図表1-4 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

		妻						計
		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65歳未満	—	8	3	0	0	0	11
	65～69歳	223	103	9	3	0	0	338
	70～74歳	24	154	95	10	2	0	285
	75～79歳	3	27	119	69	3	0	221
	80～84歳	0	1	11	64	36	1	113
	85歳以上	0	0	0	4	31	13	48
	計	250	293	237	150	72	14	1,016

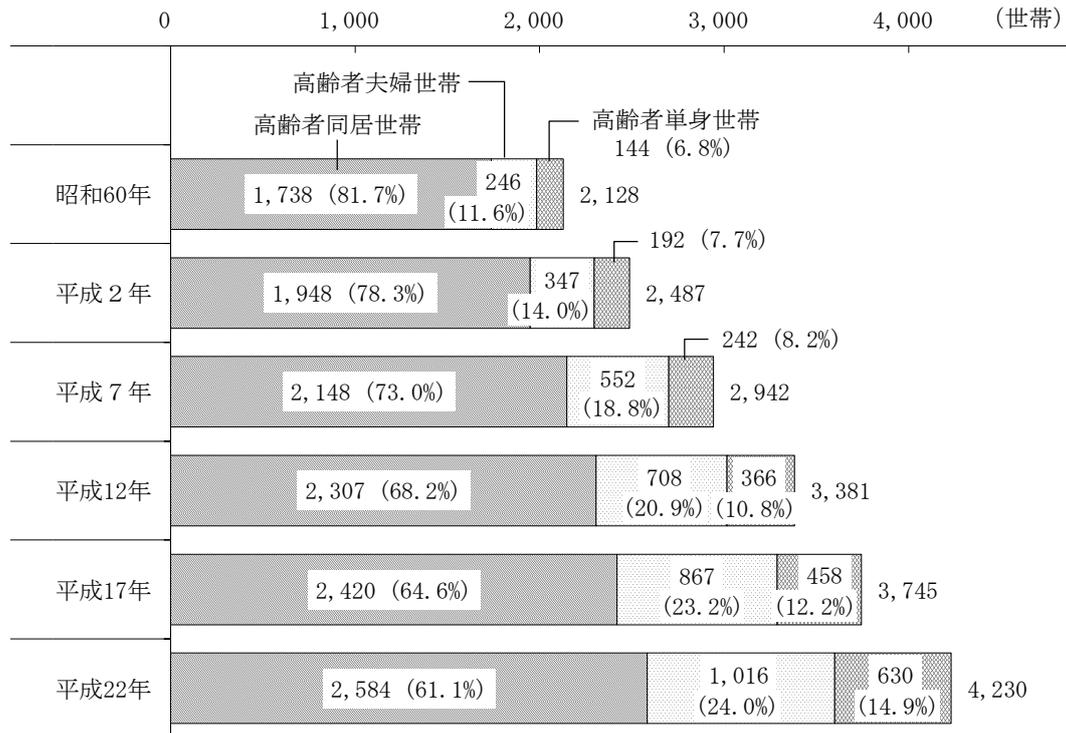
資料：「国勢調査」平成22年

高齢者のいる世帯の推移

平成22年の国勢調査によると、本町の高齢者のいる世帯は4,230世帯となっており、25年間に倍増しています。

このうち、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかまたは両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合が大幅に増加し、同居世帯の割合が低下しています。

図表 1-5 高齢者のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」

少子化の状況

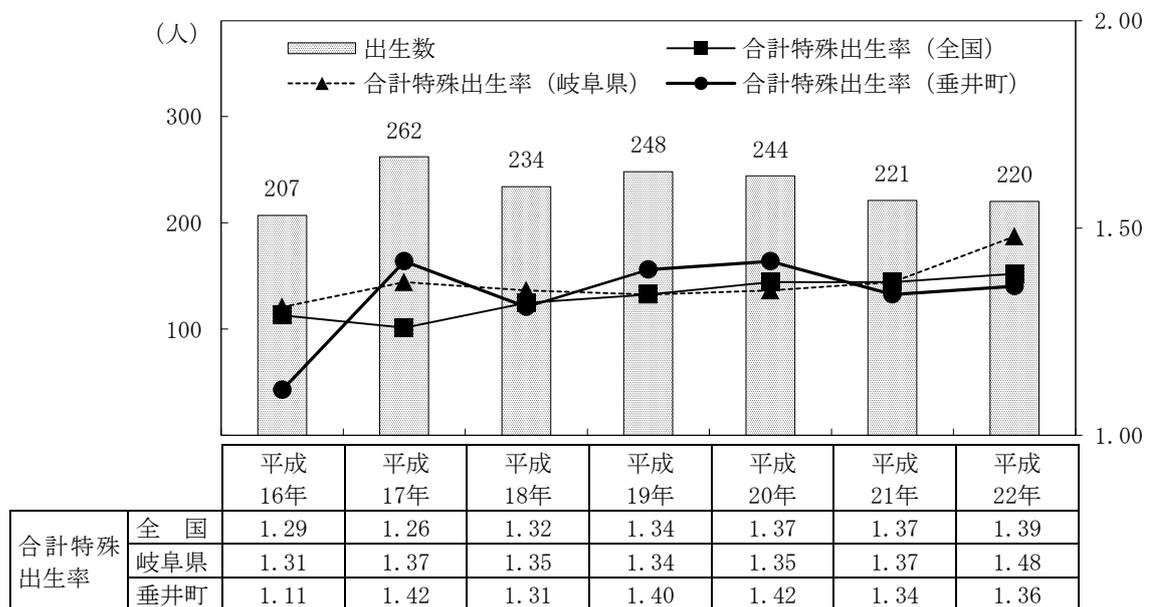
出生数・合計特殊出生率

平成22年の出生数は220人となっています。平成17年は262人とやや多くなっていますが、その後は220～240人台で推移しています（図表1-6）。

合計特殊出生率は、平成19・20年は本町が全国、岐阜県を上回っていましたが、平成21・22年は全国、岐阜県を下回っています（図表1-6）。

母親の年齢別にみると、25～34歳が全体の70%前後を占めていますが、35歳以上の割合が高くなる傾向にあり、20%前後を占めるようになっています（図表1-7）。

図表1-6 出生数・合計特殊出生率



資料：「西濃地域の公衆衛生」

（注）合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

図表1-7 母親の年齢階級ごとの出生数および構成比

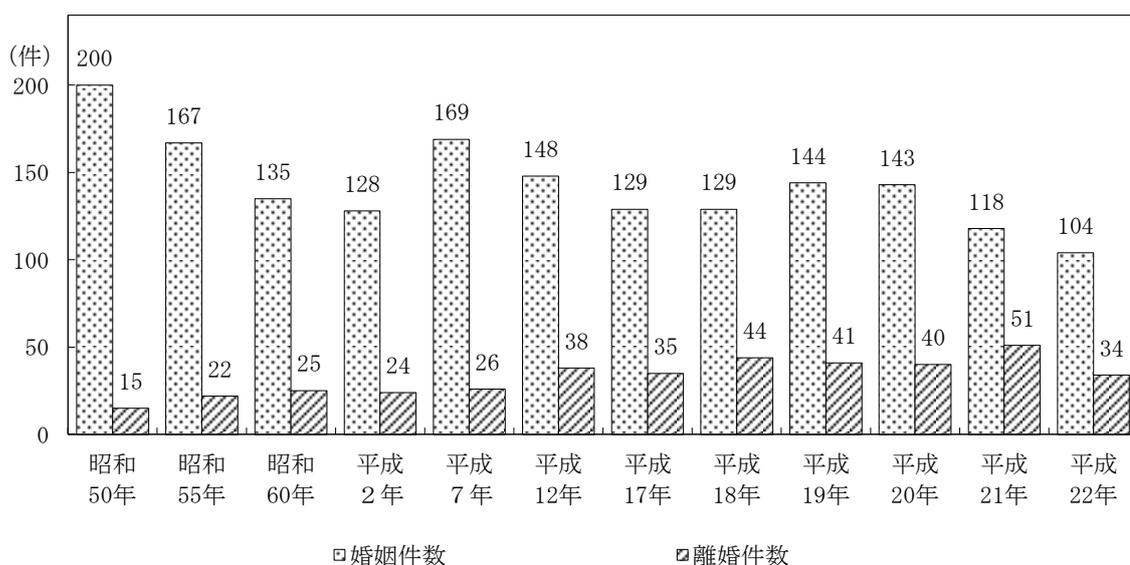
母親の年齢	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	出生数(人)	構成比(%)								
15～19歳	3	1.28	1	0.40	3	1.23	1	0.45	1	0.45
20～24歳	34	14.53	25	10.08	22	9.02	27	12.22	24	10.91
25～29歳	77	32.91	89	35.89	87	35.66	78	35.29	77	35.00
30～34歳	90	38.46	99	39.92	88	36.07	68	30.77	75	34.09
35～39歳	24	10.26	30	12.10	43	17.62	46	20.81	38	17.27
40～44歳	6	2.56	4	1.61	1	0.41	1	0.45	5	2.27
計	234	100.00	248	100.00	244	100.00	221	100.00	220	100.00

資料：「西濃地域の公衆衛生」

婚姻・離婚件数

平成22年の婚姻件数は104件で、平成20年以降減少傾向にあります。平成12年以降の離婚件数は、平成21年に51件とやや多くなりましたが、その他は30～40件台で推移しています。

図表1-8 婚姻・離婚件数

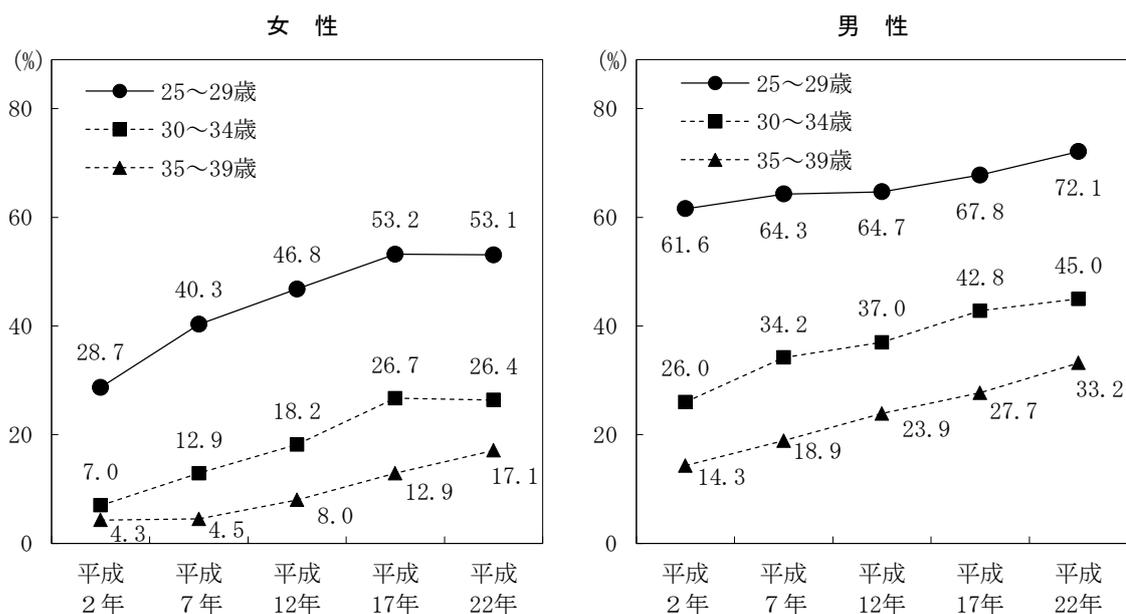


資料：「岐阜県統計書」

未婚率

男女ともに未婚率は上昇してきており、晩婚化、未婚化が進んでいます。

図表1-9 年齢別未婚率



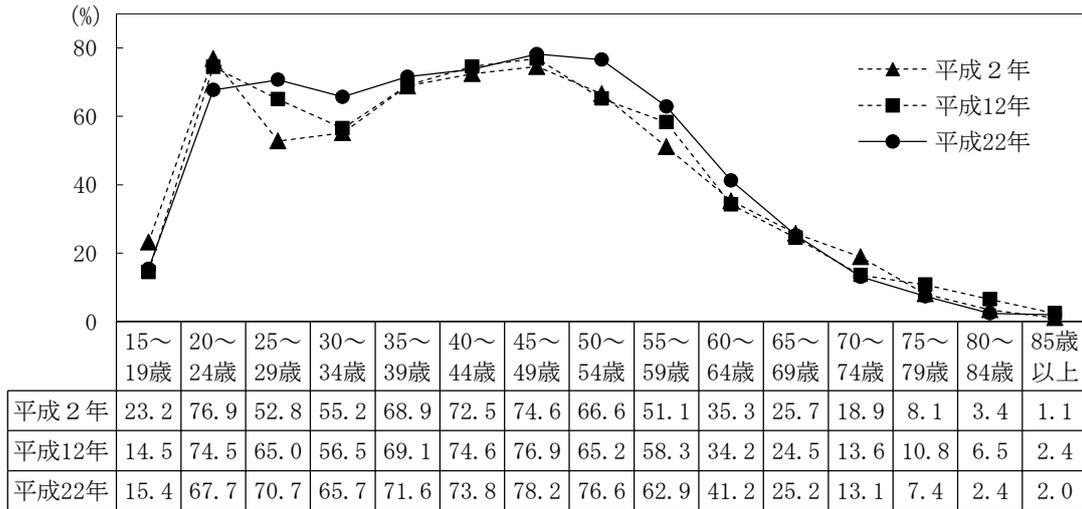
資料：国勢調査

就業の状況

女性の年齢別就業率

本町の女性の年齢別就業率をみると、出産、子育て期に就業率が落ち込むことによってできるM字カーブは、平成22年は、平成2年、平成12年に比べると落ち込みが少なくなっています。また、50代の就業率が高くなっています。

図表1-10 女性の年齢別就業率（垂井町、平成2年・平成12年・平成22年）

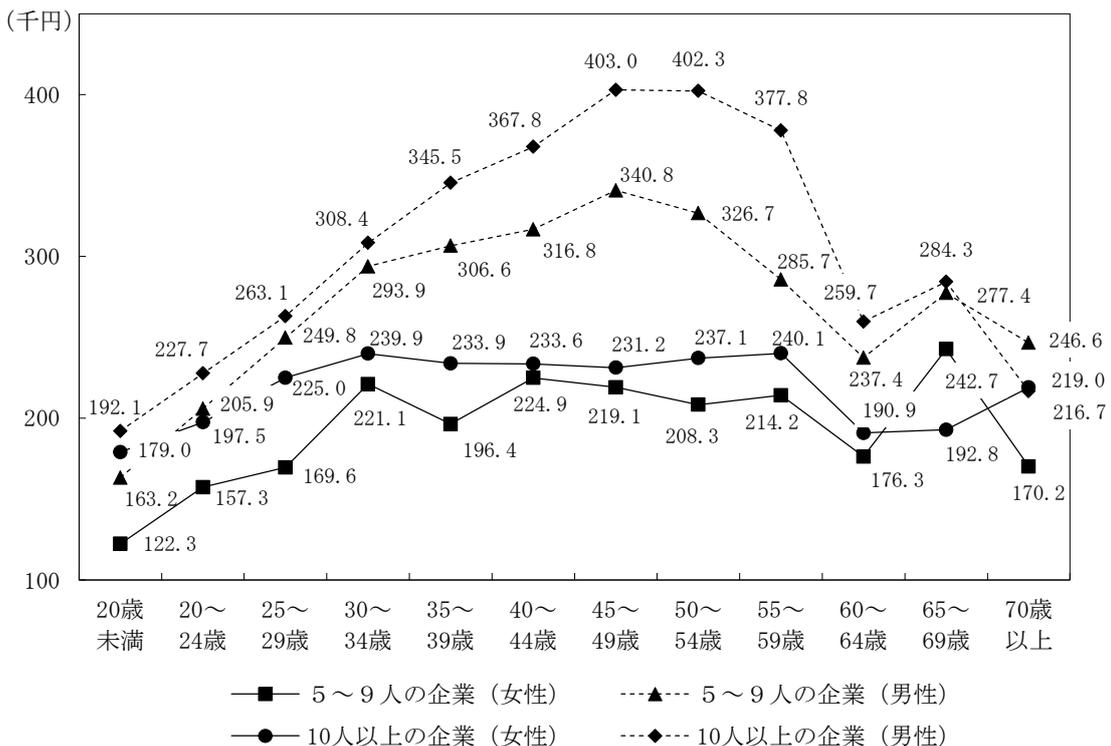


資料：「国勢調査」平成22年

給与格差

岐阜県における年齢別給与額をみると、30～50代の男女差が大きくなっています。

図表1-11 年齢階級別決まって支給する現金給与額（岐阜県、平成23年度）



資料：「賃金構造基本統計調査」

農業就業人口

本町の平成22年の農業就業人口は749人で、男女ほぼ半分ずつとなっています。30～50代は女性が多く、その他の年代は男性が多くなっています。

年齢別にみると、70歳以上が408人（54.5%）、60歳以上が651人（86.9%）を占めています。

図表 1-12 農業就業人口

単位：人、（%）

区 分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
女 性	3 (21.4)	13 (61.9)	6 (60.0)	39 (73.6)	114 (46.9)	187 (45.8)	362 (48.3)
男 性	11 (78.6)	8 (38.1)	4 (40.0)	14 (26.4)	129 (53.1)	221 (54.2)	387 (51.7)
計	14	21	10	53	243	408	749

資料：2010年世界農林業センサス報告書



第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

ひと ひと
女と男がともに認め合い、ともに輝くまち

第1次計画策定以降の10年間に、男女共同参画に関わる様々な法制度が整備され、職場環境の改善や、男女どちらか一方が少なかった分野への参画がみられます。また、男女共同参画を支えるサービスが充実するとともに、子育てに積極的な男性も多くなっており、アンケート結果からも、住民の意識の変化がうかがわれます。

一方、職場など実質的な男女平等が進まない分野があること、理想とは大きくかけ離れた仕事優先の暮らし、女性と男性の平等感の違い、年代による考え方の違いなどの現状が浮かび上がっています。また、本町においては、幼保一元化を進めているところですが、男女共同参画のため最重要課題が保育サービスの充実というアンケート結果が出ています。

今後、急速に進む少子高齢化・人口減少、厳しい経済・雇用情勢の変化などにより、住民の暮らし方、働き方も多様化します。このような社会にあって、これまでの暮らし方や働き方を見直し、男女が互いを尊重し、共同して豊かなまちを築いていくことが必要です。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会です。

その社会は、

- ◆制度や慣行が男女の活動の選択に中立になるよう配慮されている
- ◆まちづくりや町の政策の立案・決定の場への男女の参画機会が確保されている
- ◆家庭における男女の協力と社会支援の下に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる
- ◆男女の人権が尊重され、生涯を通じて健やかに安心して暮らせる

などの環境が整い、女性にとっても男性にとっても暮らしやすく、多様性に富んだ社会であると考えます。

この計画では、住民一人ひとりが男女平等、人権尊重の意識を高めるとともに、行政、地域社会、事業所などが協力して、上記に掲げた環境の整備を目指していきます。この目指すべき姿を「ひと ひと
女と男がともに認め合い、ともに輝くまち」と表し、本計画の基本理念とします。

2 基本目標

男女が互いを尊重し、基本理念に描いた「女と男がともに認め合い、ともに輝くまち」の実現を目指し、次の基本目標を定めて施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

社会的、文化的に形成された性差（ジェンダー）にとらわれることなく、それぞれの自由な意思とその能力により、男女がともに社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、男女共同参画の意義を理解し、行動していくための教育・啓発を推進します。

基本目標Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進

男女が対等な構成員として町の政策の方針決定の場に参画できるよう、町の審議会等への女性の積極的な登用を図るとともに、各種団体、事業所に働きかけを行います。また、男女共同参画について施策等の広報に努め、住民の関心を高めていきます。

さらに、地域社会においても女性の指導的役割が促進されるよう働きかけを行うとともに、まちづくりへの女性の意見の反映を推進します。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに、仕事と家庭、地域活動、余暇活動など、様々な分野においてバランスよく活動できるよう、町、事業所、地域社会が協働して、働き方の見直し、子育てや介護と仕事の両立ができる職場環境の改善、子育て支援サービスや介護サービスの充実などに取り組みます。

女性の再就職、起業、多様な働き方の選択を支援する取り組みを行うとともに、事業者に対して、女性の再就職や継続雇用の促進、職場における給与・昇進など待遇の改善、パートタイム労働者や派遣社員の処遇・労働条件の改善、ハラスメント防止などについて啓発、情報提供を行います。

また、農林業、商工自営業における女性の労働条件の改善や地位向上の取り組みを支援します。

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり

配偶者等からの暴力を防止する取り組み、相談体制の充実やその周知を図るなど、女性も男性も、そしてすべての人が個人として尊重され、人権が保障される社会の実現に努めます。

また、女性の人権の一つとされる「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

3 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発	①様々な機会や場を活用した普及啓発
		②男女共同参画に関する学習の推進
	2 家庭、地域における男女平等教育の推進	①子育てにおける男女共同参画の促進
		②家庭内でのパートナーシップの促進
	3 学校等における男女平等教育の推進	①男女共同参画意識を育てる教育の推進
		②学校等の行事における父親の参加促進
		③男女平等教育に対する教職員の意識啓発
Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進	1 政策方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等への女性の参画促進
		②管理職等への女性の登用促進
	2 まちづくり等への女性の意見の反映	①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用
		②まちづくりへの女性の意見の反映
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現	1 仕事と子育て・介護の両立支援	①子育て支援サービスの充実
		②母子保健サービスの充実
		③ひとり親家庭等に対する子育て支援
		④介護サービス等の充実
	2 男女が働きやすい職場環境づくり	①男女が働きやすい職場環境づくり
		②農林業・商工自営業に従事する女性への支援
		③子育て後の女性の再就職に対する支援
Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の防止と被害者支援
		②人権に関わる相談体制の整備
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及啓発
		②妊娠・出産に関する健康支援
		③成人期・高齢期における健康支援
		④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進

4 計画の基本的視点

本計画の策定および施策の推進にあたり、次のことを基本的視点とします。

(1) 人権の尊重

男女共同参画社会とは、男女それぞれが、その性別にとらわれず、個人として尊重される社会です。男性であれ、女性であれ、その性別による違いだけで生き方が制約され、暴力や不利益を被ることがあってはなりません。個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保されることなど、すべての人の人権があらゆる場において保障される社会を実現する必要があります。

(2) 社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）の解消

「男は仕事、女は家庭」といった社会的・文化的に形成された性差、すなわちジェンダーは人の意識、行動、社会の制度・慣行のなかに根強く存在しています。固定的な性別役割は、男女がその性別に関わりなく持っている可能性や自由な生き方としての自分らしさを失わせ、次の世代に引き継がれていきます。社会的・文化的に作られたこうした性差は、決して固定的ではないことを認識し、社会のシステムや慣行を、ジェンダーに敏感な視点から見直し、男女が自らの人生を主体的に選択できる社会を目指します。

なお、これまでは、どちらかといえば女性の役割とされた家事や育児を男性も共同で行うことなどをイメージしがちですが、男性自身が男性の固定的性別役割を見直すこと、たとえば、家庭の経済は男が担うのが当たり前という意識や、周囲のそういった見方を変えていくことも含まれています。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男女がともに充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、私生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。特に、男性が従来の職場中心のライフスタイルから、職場、家庭、地域社会等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、地域全体が協働して取り組む必要があります。

(4) 女性が力をもった存在になること（エンパワーメント）の促進

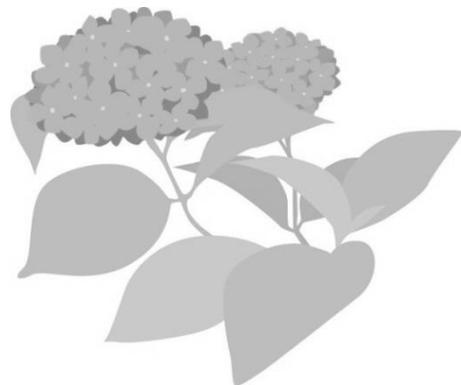
男女がともに政策や方針の立案・決定過程に参画していくことにより、初めて性による差別のない新しい社会システムを築くことができます。女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること（エンパワーメント）が不可欠であり、そのための社会的環境整備を支援します。

(5) あらゆる分野でのパートナーシップの実現

男女共同参画社会の実現に向け、職場、地域社会、家庭といった社会のあらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていきます。

(6) 住民・事業者との協働

この計画は、家庭、地域社会、職場など、それぞれの生活場面での男女共同参画を推進するものです。男女共同参画社会は、行政の一方的な施策の推進だけで実現するものではなく、住民一人ひとりの取り組みが必要です。住民、事業者、町がそれぞれの責務を果たし、協働して男女共同参画の取り組みを推進します。



第3章 分野（目標）別の課題と取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号
1 男女共同参画社会 に対する意識改革お よび普及啓発	①様々な機会や場を活用 した普及啓発	広報による啓発	No.1
		人権フォーラムの開催	No.2
		人権週間等を活用した啓発	No.3
		意識調査の実施	No.4
	②男女共同参画に関する 学習の推進	関連図書・学習資料の充実	No.5
		学習機会の提供	No.6
		男女共同参画週間の図書コーナーの設置	No.7
2 家庭、地域における 男女平等教育の推進	①子育てにおける男女共 同参画の促進	家庭教育学級	No.8
		ペアクラス	No.9
	②家庭内でのパートナ ーシップの促進	かんたん料理教室の開催	No.10
		親子の料理教室の開催	No.11
		家族のあり方についての啓発	No.12
		家庭の日を活用した啓発	No.13
3 学校等における男 女平等教育の推進	①男女共同参画意識を育 てる教育の推進	人権教育の推進	No.14
		男女平等教育の推進	No.15
		係の分担など男女平等の徹底	No.16
		縦割り班活動の推進	No.17
		男女混合名簿の継続および導入促進	No.18
		発達段階に応じた性教育の展開	No.19
		母性・父性の健全な発達	No.20
		情報モラル教育の推進	No.21
	②学校等の行事における 父親の参加促進	父親委員会やおやじの会の活動促進	No.22
		父親が参加できる環境づくり	No.23
	③男女平等教育に対する 教職員の意識啓発	学校人権教育講演会	No.24
		職員の意識改革のための学習会	No.25
		男女共同参画の視点を取り入れた保育者研修	No.26
		町の研修制度の整備	No.27

1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発

現状と課題

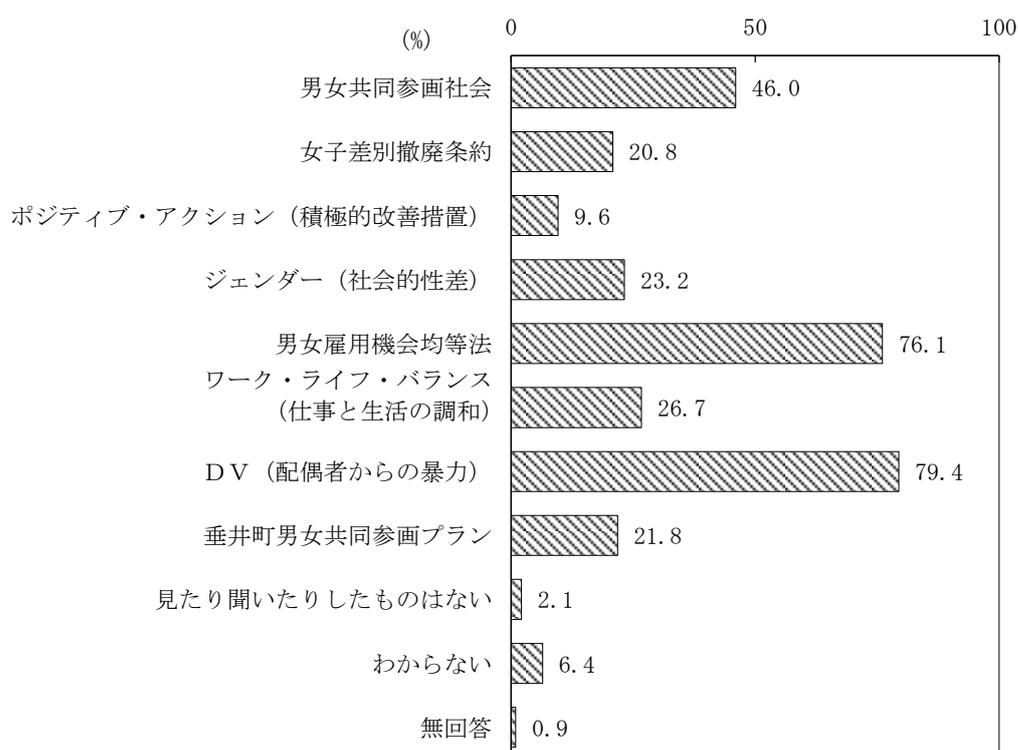
「垂井町第2次男女共同参画プラン策定にあたってのアンケート結果報告書」(以下「住民アンケート」といいます)によると、男女共同参画に関連する言葉について、見たり聞いたりしたことがあるものをたずねたところ、男女とも「DV(配偶者からの暴力)」「男女雇用機会均等法」の2項目が75%以上の高い認知度となっています。その他は50%以下であり、「垂井町男女共同参画プラン」の認知度は21.8%にとどまっています。

男女の地位の平等については、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した〈男性優遇〉は、「家庭生活」「職場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」および「社会全体」で50%を超えています。

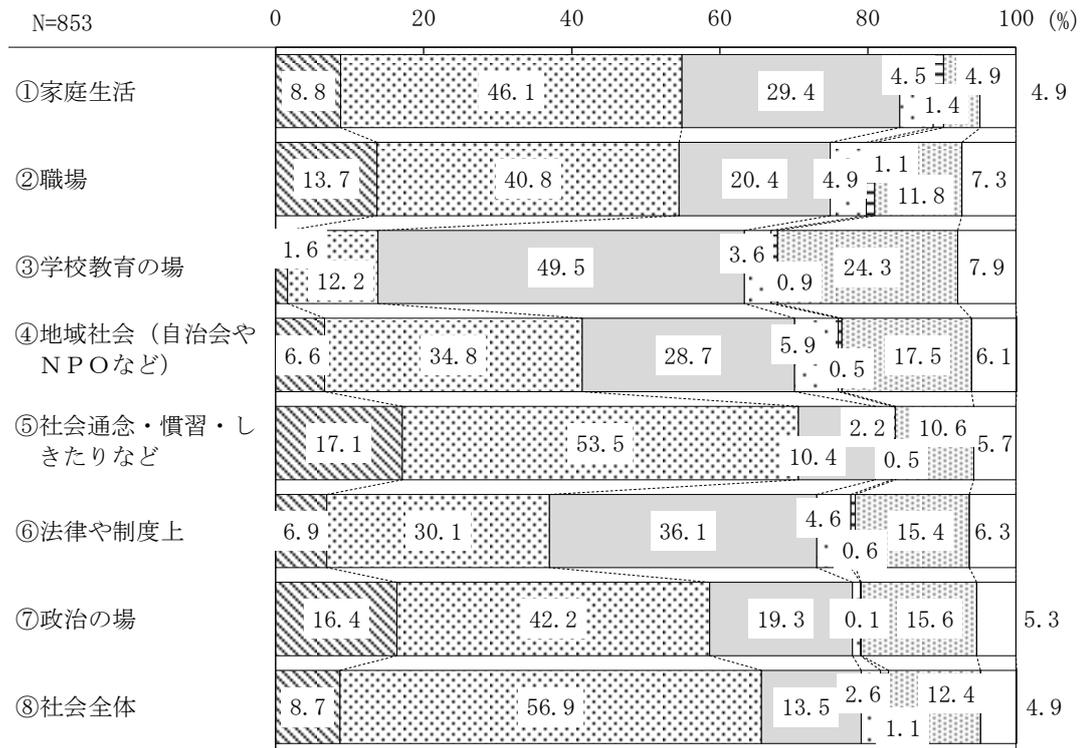
本町では、「広報たるい」に毎月テーマを決めて、男女共同参画に関する法制度の情報や団体の活動、「垂井町男女共同参画プラン」などを紹介することや、出前講座などの学習機会の提供を行い、男女共同参画や人権に関する啓発・教育に取り組んできたところです。

しかし、十分に情報が伝わっていない状況にあること、10年前に比べれば意識は変わってきているものの、依然として男女の不平等感が強い分野があることから、広報・啓発活動に取り組み、意識改革をさらに推進していく必要があります。

図表3-1 男女共同参画に関連する言葉の認知度(複数回答)



図表3-2 男女の地位の平等



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



施策の方向

①様々な機会や場を活用した普及啓発

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.1	◆広報による啓発 広報たるいを活用し、男女共同参画に関わる制度改正や新しい課題、調査結果や統計情報、先進事例や町・県の取り組みの紹介など、わかりやすい紙面づくりを工夫しながら、意識啓発を推進します。	充実	企画調整課
No.2	◆人権フォーラムの開催 毎年、様々なテーマを取り上げた講演、小中学生の人権作文の発表などを内容とした人権フォーラムを開催し、性差による人権問題についての啓発を推進します。	継続	生涯学習課 企画調整課
No.3	◆人権週間等を活用した啓発 人権週間、男女共同参画週間など多様な機会を活用して、女性、子ども、障がい者、同和など、全人権についての啓発を推進します。	継続	健康福祉課
No.4	◆意識調査の実施 住民や町内団体、役場職員などを対象に意識調査を実施し、意識変化の把握や計画評価を行います。	継続	企画調整課

②男女共同参画に関する学習の推進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.5	◆関連図書・学習資料の充実 女性・男性問題に関する図書、児童用ジェンダー学習資料の充実に努めます。	継続	タルイピアセンター
No.6	◆学習機会の提供 生涯学習セミナーにおいて、男女がともに参加できる内容として、男女共同参画に関する学習の場や学習機会を提供していきます。また、国や県との連携、制度活用を図ります。	継続	生涯学習課 企画調整課
No.7	◆男女共同参画週間の図書コーナーの設置 男女共同参画週間を中心に、定期的に男女共同参画図書コーナーを設置します。	継続	タルイピアセンター

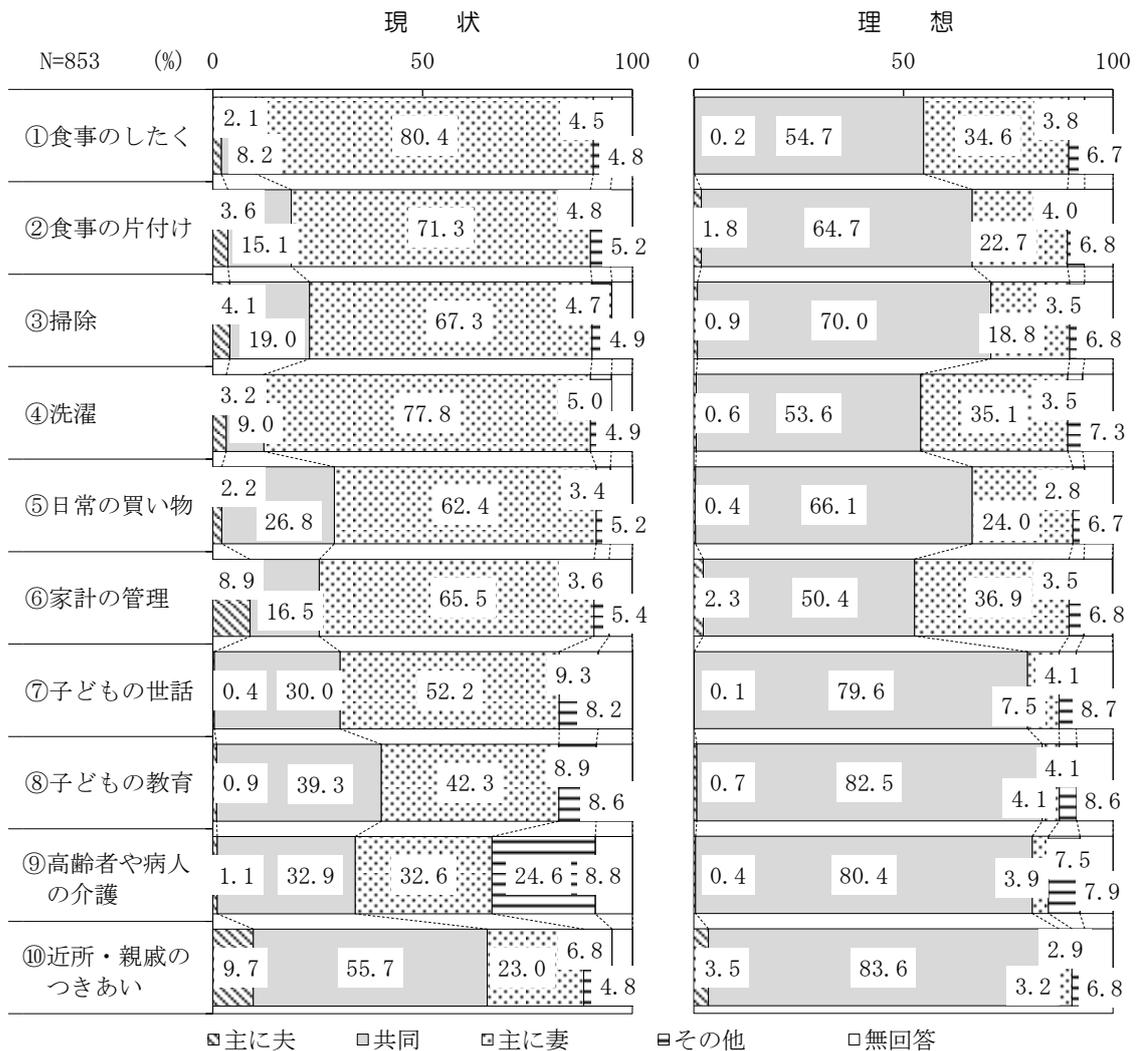
2 家庭、地域における男女平等教育の推進

現状と課題

住民アンケートにおいて、家庭での日常的な仕事について、主に夫婦のどちらが行っているか、また、理想としては夫婦のどちらが行うべきだと思うかをたずねたところ、理想としては、すべての項目で「共同」で行うべきと回答した人が過半数を占めています。しかし、現状は、子どもの教育、高齢者や病人の介護、近所・親戚のつきあいの3項目以外は「主に妻」が行っていると回答した人が過半数を占めており、理想と現状に大きなギャップがあります。

共働き世帯が増加する中、子育てをはじめとする男性の家庭における役割分担は増えてきていますが、依然として家事・子育ては女性が担っているのが現状です。男性の子育てへの更なる参画や、男性の家事等の自立を促進するなど、各種教室、講座等の機会を提供し、男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

図表3-3 家庭での役割分担



施策の方向

①子育てにおける男女共同参画の促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.8	◆家庭教育学級 家庭教育における家庭のあり方や役割を学ぶ家庭教育学級を開催し、家庭教育について考える機会としていきます。	継続	生涯学習課
No.9	◆ペアクラス 男性の育児への参加意識の向上に繋がるよう、妊婦とその夫を対象に、沐浴、抱き方、オムツの替え方などを学ぶペアクラスを実施します。	継続	保健センター

②家庭内でのパートナーシップの促進

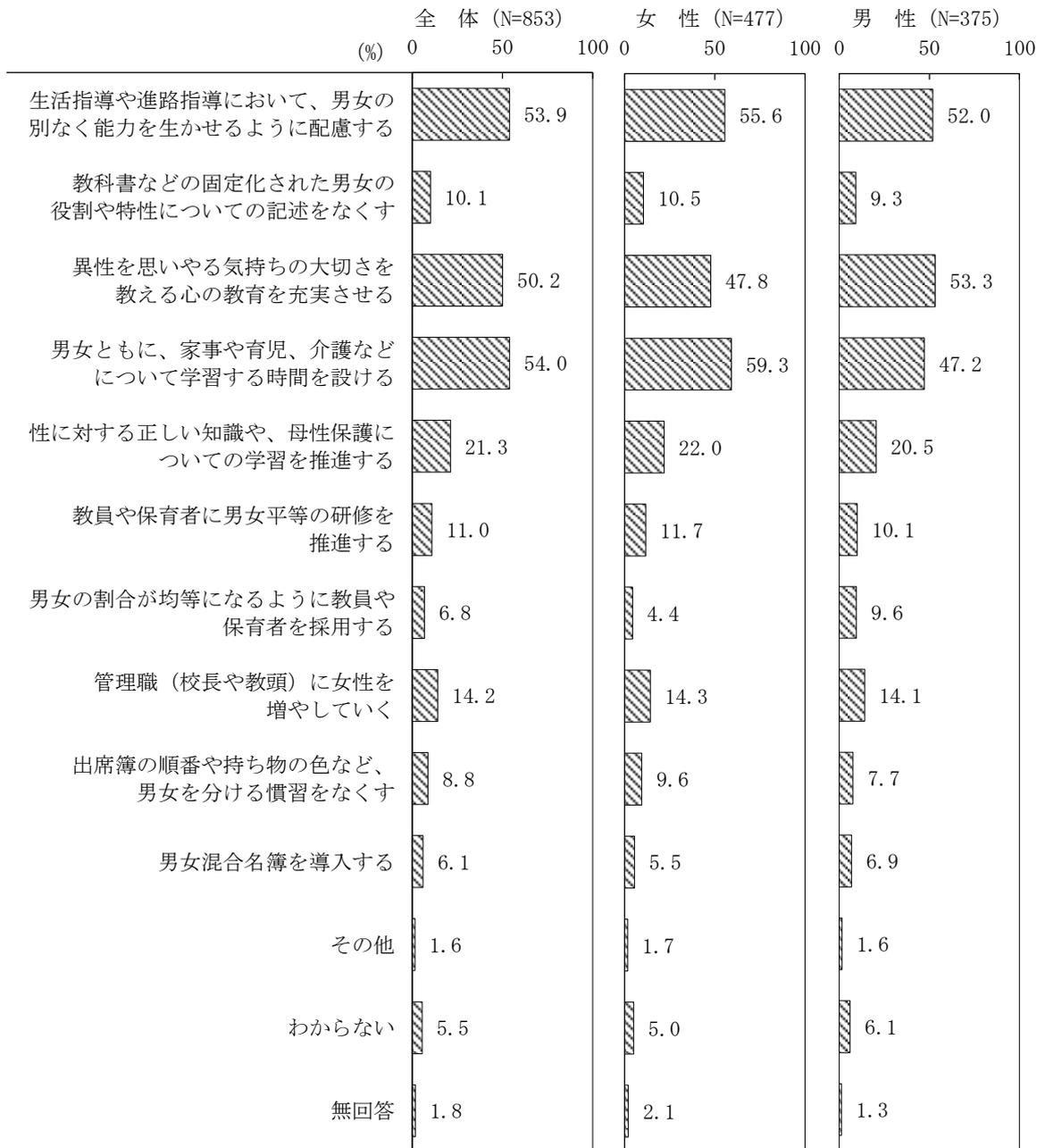
番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.10	◆かんたん料理教室の開催 男性を中心とし、男女共同生活、健康生活の設計を学習し、簡単にできるバランス食の料理実習等を行い、男性の家事に対する自立を促進します。男性の料理への関心を高めるため、より実践的な内容を検討します。	継続	健康福祉課
No.11	◆親子の料理教室の開催 幼稚園、小・中学校等で親子料理教室を実施します。実施にあたり、父親の参加を促進します。	継続	保健センター
No.12	◆家族のあり方についての啓発 園内家庭教育学級、PTA 家庭教育学級・学級懇談会等の機会や、園だより・学校だよりを通して、父親、母親への家族のあり方についての啓発を行います。	継続	健康福祉課 学校教育課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校
No.13	◆家庭の日を活用した啓発 家族で家事を分担するなど、男女共同参画の視点で、生涯学習情報誌、広報たるいにおいて「家庭の日」を啓発します。	継続	生涯学習課

3 学校等における男女平等教育の推進

現状と課題

住民アンケートによる男女の地位の平等の中において、学校教育の場は最も平等感が高い分野という結果になっていますが、男女平等の意識を育てるために学校教育に求められることとしては、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の3項目が50%以上となっています。

図表3-4 男女平等の意識を育てるために学校教育で力を入れること（3つまで）



小・中学校においては、全教科を通して人権教育を推進し、思いやりの心を大切にしている取り組みを日常的に行っています。また、発達段階に応じた性教育を行うとともに、人権教育、道徳教育などを通じて、性差を尊重しながらも、1人の人間として尊重し合う生き方を指導しています。男女混合名簿については、保育園、幼稚園、一部の小学校で実施しています。

今後も、男女平等教育の更なる推進を図るとともに、それを指導していく教職員の意識啓発と指導力の向上を図るための研修の充実が必要です。また、学校が進める取り組みへの参加は母親に偏っていることから、父親の参加が求められます。

施策の方向

①男女共同参画意識を育てる教育の推進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.14	◆人権教育の推進 全教科を通じて人権教育の視点をもって授業を進めます。また、道徳の授業において男女共同参画を重点項目としてとりあげたり、人権週間において意識化を図ります。	継続	学校教育課 生涯学習課 小・中学校
No.15	◆男女平等教育の推進 家庭科、社会科、道徳をはじめ、教育活動全般を通じて、家庭における男女共同参画、仕事の自由な選択など、子どもの発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.16	◆係の分担など男女平等の徹底 係の分担、席順、グループ、班長など、性差が問題にならないと判断する事柄においては、すべての教育活動において男女平等を推進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.17	◆縦割り班活動の推進 全校児童生徒を年齢や男女間の域を超えた縦割班に分け、遊び、清掃活動、行事等を行います。	継続	学校教育課 小・中学校
No.18	◆男女混合名簿の継続および導入促進 男女混合名簿を導入済みの園や小学校については、継続し、未導入の所においては、導入を促進します。中学校については、検討・見直しを行います。	継続	健康福祉課 学校教育課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校

No.19	◆発達段階に応じた性教育の展開 体育、理科、保健、学級活動を通して、子どもの発達段階に応じた性教育を展開していきます。	継続	学校教育課 小・中学校
No.20	◆母性・父性の健全な発達 小・中学生を対象とした保育体験等を通じて、健全な母性・父性を育てていきます。	継続	学校教育課 小・中学校
No.21	◆情報モラル教育の推進 情報化社会がもたらす影響を知り、男女共同参画の視点から暴力や性的表現などの被害者や加害者にならないように情報モラルについて理解させるための教育を推進します。	新規	学校教育課 小・中学校

②学校等の行事における父親の参加促進

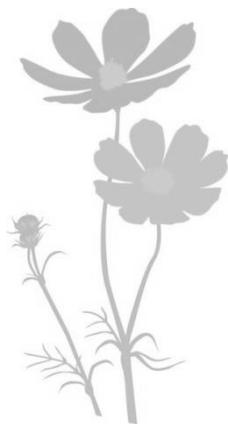
番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.22	◆父親委員会やおやじの会の活動促進 父親が中心となり、学校キャンプなど親子のふれあいを目的とした活動を促進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.23	◆父親が参加できる環境づくり 園や学校の行事については、開催日、内容等に配慮し、父親はもちろん、祖父母等が参加しやすい環境づくりを推進します。	継続	健康福祉課、学校教育課、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校

③男女平等教育に対する教職員の意識啓発

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.24	◆学校人権教育講演会 幼稚園、小・中学校の全教職員を対象とした学校人権教育講演会を開催し、人権への意識を高め、児童生徒への指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課
No.25	◆職員の意識改革のための学習会 パンフレット等を活用した職員の意識改革のための学習会を開催します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.26	◆男女共同参画の視点を取り入れた保育者研修 日常の活動の中で、男女共同参画の視点を取り入れた保育が展開できるよう、保育者研修を実施するとともに、関連する講演会への積極的な参加を促進します。	充実	健康福祉課、学校教育課、保育園、幼稚園、こども園
No.27	◆町の研修制度の整備 町の研修制度については、人材育成基本方針を基に研修プログラムを作成していきます。	継続	総務課

基本目標Ⅱ まちづくり等への女性の参画促進

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号
1 政策方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等への女性の参画促進	各種審議会等への女性委員の登用促進	No.28
		町の政策のPRの強化	No.29
	②管理職等への女性の登用促進	商工会、企業等への情報提供	No.30
		職域の拡大等による女性管理職の登用	No.31
		教務主任等への女性の登用	No.32
2 まちづくり等への女性の意見の反映	①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用	P T A、保護者会役員への男女の参画促進	No.33
		自治会役員への女性の参画促進	No.34
		女性団体・グループの育成および活動支援	No.35
		食生活改善推進員の養成・育成	No.36
		女性のスポーツ推進委員の登用	No.37
		スポーツ少年団への女性指導者の参加促進	No.38
		人材リストの整備と活用	No.39
		リーダーの人材バンクの整備	No.40
	②まちづくりへの女性の意見の反映	防災、災害復興への女性の意見の反映	No.41
		まちづくり協議会への参画	No.42



1 政策方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のために、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大は重要課題といえますが、本町の審議会等に占める女性委員の割合は平成20年以降、30%を上回る率で推移しています。これは国の審議会等委員（平成23年9月、33.2%）とほぼ同率であり、全国市区町村の割合（平成23年4月、23.4%）よりも高い率となっています。

町議会議員の女性割合は15.4%であり、全国の町村議会、市区議会（平成22年、ともに8.1%）よりも高くなっています。

これらの状況をみると、女性が占める割合は高くなってきているといえますが、女性委員のいない委員会もあり、町議会の女性議員の割合は低い率にとどまっています。

図表3-5 審議会等委員の女性の割合の推移 単位：%

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
審議会等に占める女性委員の割合	23.7	29.0	32.7	32.7	33.3	33.1	31.7

資料：各年4月時点

図表3-6 審議会等委員の女性の割合 単位：人、（%）

区 分	審議会等委員数	女性委員数	女性委員の割合
男女共同参画プラン懇話会	11	5	(45.5)
就学指導委員会	18	7	(38.9)
学校給食センター運営審議会	10	5	(50.0)
農業委員会	16	0	(0)
国民健康保険運営協議会	6	2	(33.3)
スポーツ推進委員	15	4	(26.7)
固定資産評価審査委員会	3	1	(33.3)
人権擁護委員	7	4	(57.1)

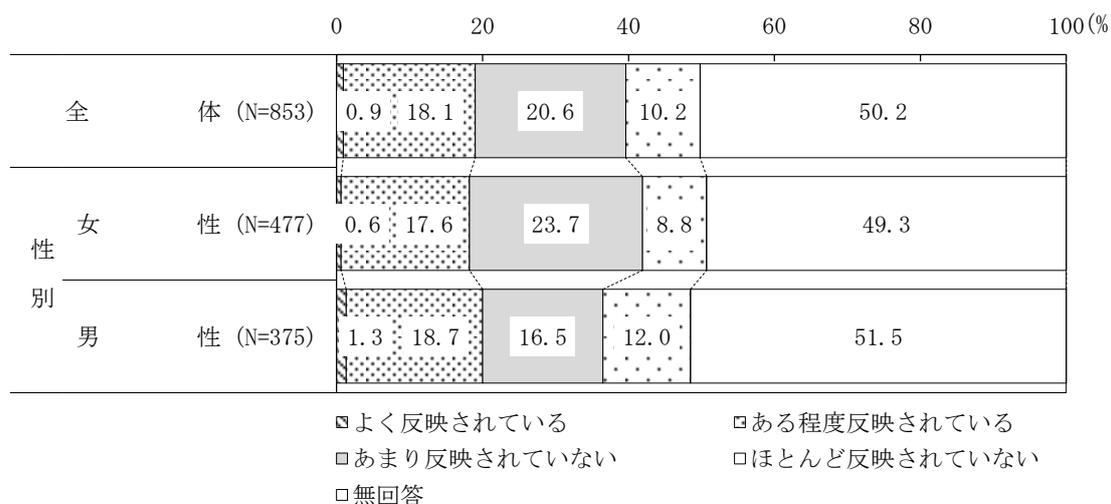
資料：平成24年4月現在

図表3-7 町議会議員に占める女性の割合 単位：人、（%）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町議会議員	18	13	13	12	12	13
女性議員	2	2	2	2	2	2
女性議員の割合	(11.1)	(15.4)	(15.4)	(16.7)	(16.7)	(15.4)

※平成21年度、平成22年度 欠員1名

図表 3-8 垂井町の施策に女性の意見が反映されているか



住民アンケートによると、垂井町が進めている施策について、女性の意見が反映されていると思うかをたずねたところ、全体では「よく反映されている」「ある程度反映されている」を合計した〈反映されている〉は 19.0%、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」を合計した〈反映されていない〉は 30.8%となっており、〈反映されていない〉が〈反映されている〉を 11.8 ポイント上回っています。

垂井町の施策に女性の意見が〈反映されていない〉と回答した人にその理由や分野をたずねたところ、「施策内容を知らない」「成果がわかりやすく明示されていない」という意見が非常に多いことから、様々な機会を活用して男女共同参画の視点から施策のPRをしていく必要があります。

男女共同参画を推進するためには、あらゆる分野において、方針の立案・決定過程に関わる立場の女性を増やしていくことが重要であることから、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、町は具体的な数値目標を設定して取り組む必要があります。また、関係団体、企業等への情報提供や働きかけを行い、様々な分野における女性の参画拡大を推進していくことが求められます。

施策の方向

①審議会等への女性の参画促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.28	<p>◆各種審議会等への女性委員の登用促進 各種審議会等への女性委員の参画、登用を促進します。 特に、女性委員がない、もしくは少ない審議会等については、関係課、関係団体への依頼を行い、女性の参画を促進します。</p> <p>【指標】 女性委員の割合 31.7%→40% 女性委員のいない審議会 20.9%→0%</p>	充実	企画調整課
No.29	<p>◆町の政策のPRの強化 男女共同参画に関連する取り組みについて、広報たるといやホームページで積極的に情報提供を行い、住民の関心と意識を高めることにより、町の政策決定の場への参画や提案による意見の反映を促進します。</p>	新規	企画調整課

②管理職等への女性の登用促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.30	<p>◆商工会、企業等への情報提供 男女共同参画に関するパンフレット等の配布、情報提供に努め、団体、企業等における管理職等への女性の登用を働きかけます。</p>	継続	産業課
No.31	<p>◆職域の拡大等による女性管理職の登用 町は民間のモデルとなるよう、性別にこだわらず、職域の拡大、各種研修機会の均等に努め、職員の資質向上を図るとともに、能力に応じて、女性の管理職等を登用していきます。</p>	継続	総務課
No.32	<p>◆教務主任等への女性の登用 適材適所に心掛け、経験や能力に応じて、教務主任、学年主任等に女性を登用していきます。</p>	継続	学校教育課 小・中学校

2 まちづくり等への女性の意見の反映

現状と課題

本町において、地域の指導的役割にある女性の自治会長は3人で、割合は2.2%です。PTA会長（幼稚園を含む）の女性割合は40.0%となっています。

住民アンケートによると、地域活動において、女性が指導的立場につくことが依然として少ない理由をたずねたところ、男女ともに「これまでの慣習だから」が最も高くなって

図表3-9 地域の指導的役割への女性の参画

単位：人、（%）

区分	総数	女性	女性の割合
自治会長	136	3	(2.2)
PTA会長	15	6	(40.0)
民生委員・児童委員	46	25	(54.3)

資料：平成24年4月現在

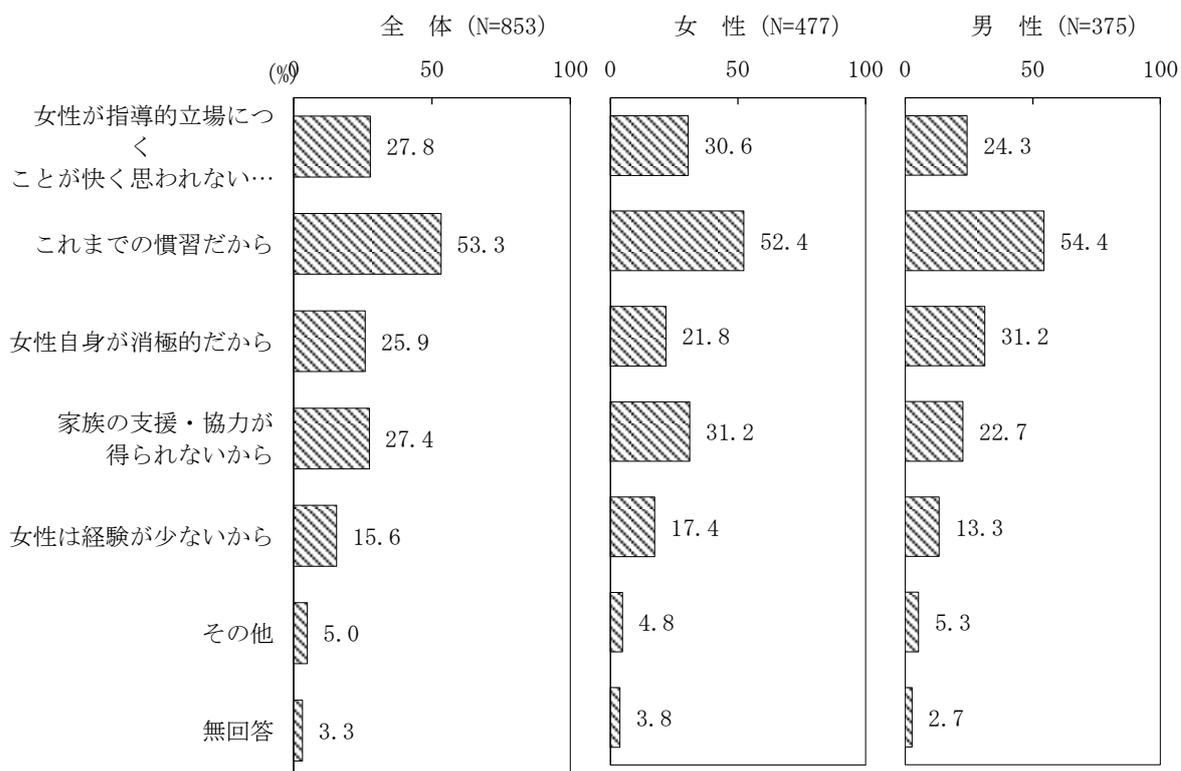
図表3-10 地域の指導的役割に占める女性の割合

単位：%

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自治会長	2.9	2.2	0	1.5	0.7	2.2
PTA会長	43.8	40.0	43.8	37.5	40.0	40.0
民生委員・児童委員	60.9	60.9	56.5	56.5	56.5	54.3

資料：各年4月時点

図表3-11 地域活動で女性が指導的立場につくことが少ない理由（2つまで）



います。しかし、女性は男性に比べて「女性自身が消極的だから」は低く、「家族の支援・協力が得られないから」が高いなど、男女の見方にかなり違いが見られます。

地域での男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、女性の積極的な参画に家族、男性が協力していくことが必要です。

東日本大震災では、避難所での生活やまちづくりにおける女性の視点の必要性が再認識されています。また、介護や一人暮らし高齢者の見守りは、その数の多さからも女性問題ともいえ、まちづくりや地域活動において女性の声を反映していくことが非常に重要であり、また求められていると言えます。

女性の声を聞くことはもちろん、まちづくりや地域活動に直接女性の声が反映されるよう、方針の立案・決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

施策の方向

①地域活動における女性団体・リーダーの育成・活用

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.33	◆PTA、保護者会役員への男女の参画促進 PTA等の役員について、男女平等な参画が図られるよう働きかけます。	継続	健康福祉課 生涯学習課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校
No.34	◆自治会役員への女性の参画促進 自治会長をはじめ自治会役員への女性の参画が図られるよう、女性参画の枠組みの設定など、情報提供を行い、理解を求めています。 【指標】 自治会長に占める女性会長の割合 2.2%→5.0%	継続	企画調整課
No.35	◆女性団体・グループの育成および活動支援 垂井町生活学校、女性のつどい協議会などの女性団体・グループの育成および活動を支援します。	継続	生涯学習課
No.36	◆食生活改善推進員の養成・育成 垂井町食生活改善協議会活動の育成および活動の支援を行います。また、男性会員の入会を促進します。	充実	保健センター
No.37	◆女性のスポーツ推進委員の登用 今後も、女性のスポーツ推進委員の登用の充実に努めます。	継続	生涯学習課

No.38	◆スポーツ少年団への女性指導者の参加促進 スポーツ少年団活動への女性指導者の積極的な参画を促進するとともに、女性の意見を反映しやすいよう各団体間で交流を行います。	充実	生涯学習課
No.39	◆人材リストの整備と活用 男女共同参画に関連する指導者、講師等については、生き生きライフ学習ガイドブックの指導者編に掲載し、様々な分野で活用されるよう周知を図ります。	充実	生涯学習課
No.40	◆リーダーの人材バンクの整備 育成してきた人材や地域のリーダーの人材バンクの設置について、その実施方法等を検討します。 また、県子育てマイスターの登録を継続して推奨するとともに、子育て支援への利用方法を検討します。	継続	生涯学習課 健康福祉課

②まちづくりへの女性の意見の反映

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.41	◆防災、災害復興への女性の意見の反映 女性の視点が防災、避難所運営、災害復興等の施策に反映されるよう、防災計画策定等の場への女性の参画を図るとともに、関係団体のヒアリングなど、女性の意見を反映する仕組みを構築します。	新規	企画調整課
No.42	◆まちづくり協議会への参画 地域のまちづくりに女性の意見が反映されるよう、協議会へ女性の参画について働きかけます。	新規	企画調整課

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号	
1 仕事と子育て・介護の両立支援	①子育て支援サービスの充実	幼保一元化の推進	No.43	
		多様な保育サービスの充実	No.44	
		緊急時等における子育てサポート	No.45	
		地域の子育て支援の充実	No.46	
		講演会等開催時の託児	No.47	
		留守家庭児童教室の充実	No.48	
		公共施設の環境整備	No.49	
	②母子保健サービスの充実	乳幼児すこやか相談の実施	No.50	
		母子健康手帳・父子手帳の交付	No.51	
		ペアクラス（再掲）	No.52	
	③ひとり親家庭等に対する子育て支援	自立支援	No.53	
		経済的支援	No.54	
	④介護サービス等の充実	介護サービスの充実	No.55	
		障がい福祉サービス等の充実	No.56	
	2 男女が働きやすい職場環境づくり	①男女が働きやすい職場環境づくり	男女雇用機会均等法についての周知	No.57
			性別を問わない職員配置	No.58
育児・介護休業法についての周知、推進			No.59	
母性健康管理指導事項連絡カードのPR			No.60	
②農林業・商工自営業に従事する女性への支援		女性農林業者への情報提供等	No.61	
		商工会女性部の活動支援	No.62	
		農林業・商工自営業に従事する女性の地位の向上	No.63	
③子育て後の女性の再就職に対する支援		女性の就労機会の拡大	No.64	
		技術講習会などの情報提供	No.65	
		フレックスタイム制など多様な勤務形態の普及・促進	No.66	
		再就職等のための情報提供	No.67	

1 仕事と子育て・介護の両立支援

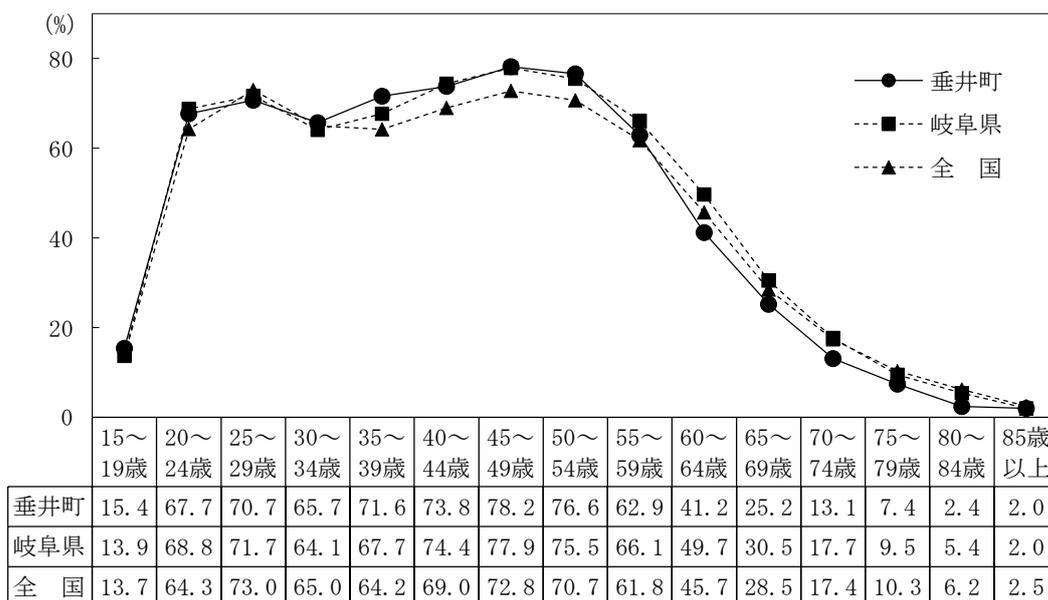
現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、「しっかり働き、豊かに暮らす」というキャッチコピーのとおり、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざすものであり、人の生き方や豊かさにかかわるものです。

図表3-12は、平成22年の国勢調査から女性の年齢別就業率をみたものです。出産、子育て期に就業率が落ち込むことによってできるM字カーブは、男女共同参画の進展を表す指標の一つととらえられています。本町は25～29歳の70.7%から30～34歳には65%台に低下しています。本町は岐阜県とほぼ同様のラインを描いており、35～54歳の就業率が全国より高くなっています。

本町においては、「垂井町子育てスマイルプラン（次世代育成支援行動計画）」にそって子育て支援サービスの充実に努めており、保育園・幼稚園の機能の充実に努めながら、幼保一元化を推進しています。

図表3-12 女性の就業率

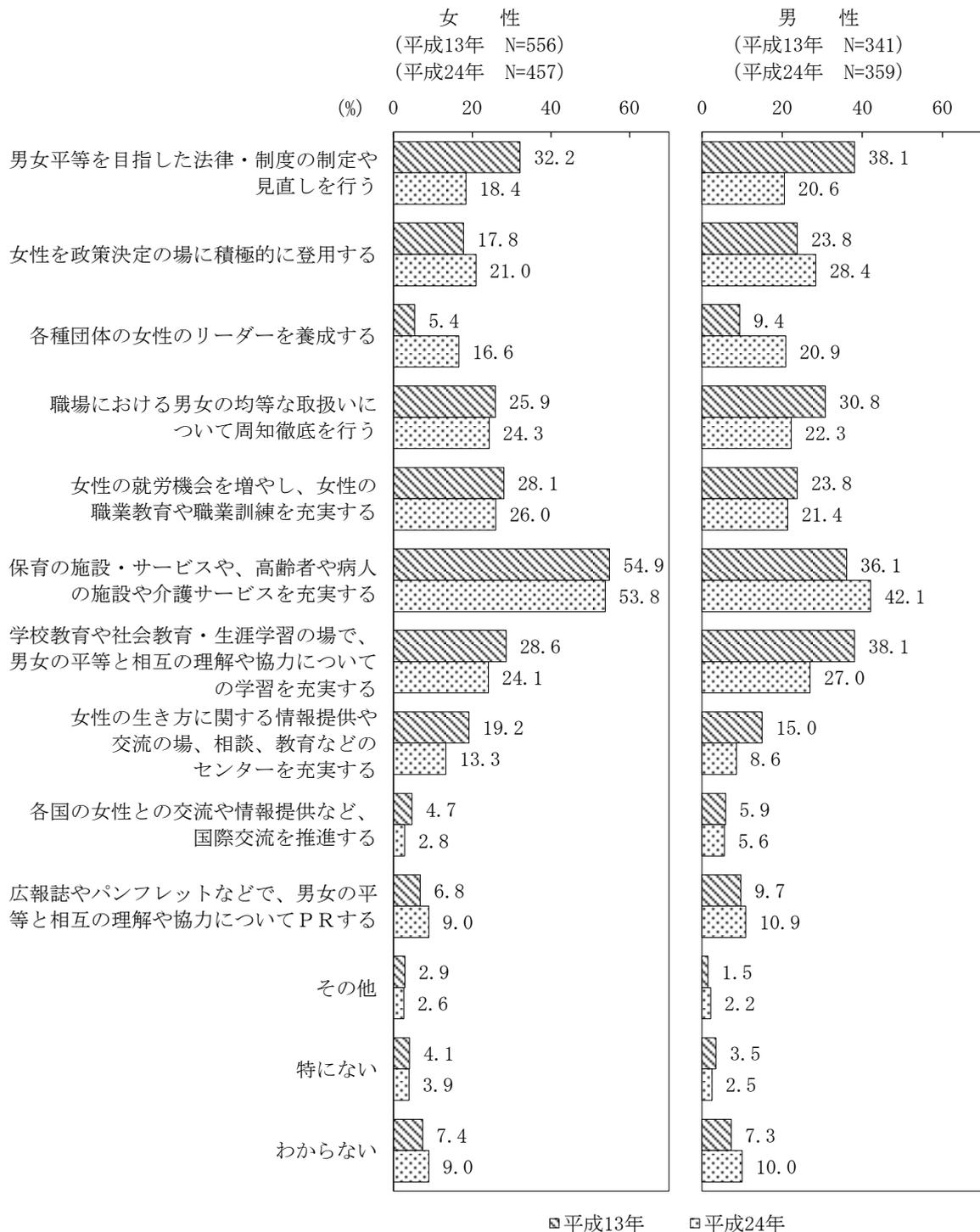


(注) 労働力状態「不詳」を除いて計算した。

資料：「国勢調査」平成22年

住民アンケートによると、男女共同参画社会の推進に必要なこととしては、平成13年に上位を占めていた「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」は大幅に低下しており、制度面における整備が進んできたことを表しています。一方、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」は、女性では依然として非常に高い要望であり、男性においても第1位になっていることから、本計画における重要課題の一つといえます。

図表3-13 男女共同参画社会の推進に必要なこと（3つまで）



介護については、高齢者の増加とともに要介護認定者は増加を続けており、介護される側も介護する側も女性が多いという点から、介護は女性問題と言っても過言ではありません。介護保険制度の導入以降、大幅にサービスが整備され、利用も増加しています。今後さらに高齢者の増加が予測され、家庭の介護力が低下する中、介護サービスの充実子育て支援と並んで重要な課題となっています。

図表 3-14 要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	818	807	856	888	920

資料：「介護保険事業状況報告」各年3月末

施策の方向

①子育て支援サービスの充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.43	◆幼保一元化の推進 保育園、幼稚園の機能の充実を図りながら、幼保一元化を推進します。なお、以下に掲げる取り組みについても、幼保一元化の取り組みを進める中で、運営体制や事業内容等の充実を図りながら実施します。	新規 充実	健康福祉課 学校教育課
No.44	◆多様な保育サービスの充実 多様な働き方に応じて、低年齢児保育、延長保育、病後児保育、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育など、必要に応じた保育サービスの提供に努めます。	継続	健康福祉課 学校教育課
No.45	◆緊急時等における子育てサポート 一時保育や子育て短期支援事業（ショートステイ）、コミュニティママ子育てサポート事業など、保護者の疾病や事故等の緊急時に対応するサービスを提供します。	継続	健康福祉課
No.46	◆地域の子育て支援の充実 子育て支援センター事業、子育てふれあいサロン、乳児家庭全戸訪問事業等により、子育ての相談、指導、交流などを通して、子育て不安の解消を図ります。	継続	健康福祉課
No.47	◆講演会等開催時の託児 保護者が講演会、説明会、ワークショップなどに参加しやすくなるよう、必要に応じ、託児を行います。	継続	担当各課

No.48	<p>◆留守家庭児童教室の充実</p> <p>仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を対象とする留守家庭児童教室は、子育てと仕事の両立を支援するうえで大きな役割を果たしていることから、利用時間の延長、対象年齢の拡大、長期休暇のみの受け入れなど、内容の充実を検討していきます。</p>	継続	健康福祉課
No.49	<p>◆公共施設的环境整備</p> <p>妊婦、子どもづれはもちろん、だれもが安心して出かけられるよう、公共施設的环境整備を実施していきます（ベビーシート、多目的トイレ等の整備）。</p>	継続	建設課 生涯学習課 企画調整課

②母子保健サービスの充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.50	<p>◆乳幼児すこやか相談の実施</p> <p>妊娠から出産、育児に至る一貫した母子保健サービスを提供していきます。</p>	継続	保健センター
No.51	<p>◆母子健康手帳・父子手帳の交付</p> <p>母子健康手帳の交付と併せて、父子手帳を交付します。</p>	新規	保健センター
No.52	<p>◆ペアクラス（再掲）</p> <p>男性の育児への参加意識の向上に繋がるよう、妊婦とその夫を対象に、沐浴、抱き方、オムツの替え方などを学ぶペアクラスを実施します。</p>	継続	保健センター

③ひとり親家庭等に対する子育て支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.53	<p>◆自立支援</p> <p>自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。</p>	継続	健康福祉課 保健センター
No.54	<p>◆経済的支援</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給、医療費の助成、保育料の軽減など経済的な支援を継続して実施します。</p>	継続	健康福祉課

④介護サービス等の充実

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.55	◆介護サービスの充実 介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で生活ができるようにするとともに、家族介護者に大きな負担がかからないよう、また、仕事と介護が両立できるよう、地域密着型サービスなどの介護サービスの充実を図ります。	継続	健康福祉課
No.56	◆障がい福祉サービス等の充実 障がいのある人の社会参加と自立を促進するサービスの充実を図るとともに、家族介護者の仕事と介護等が両立できるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の充実を図ります。	継続	健康福祉課



2 男女が働きやすい職場環境づくり

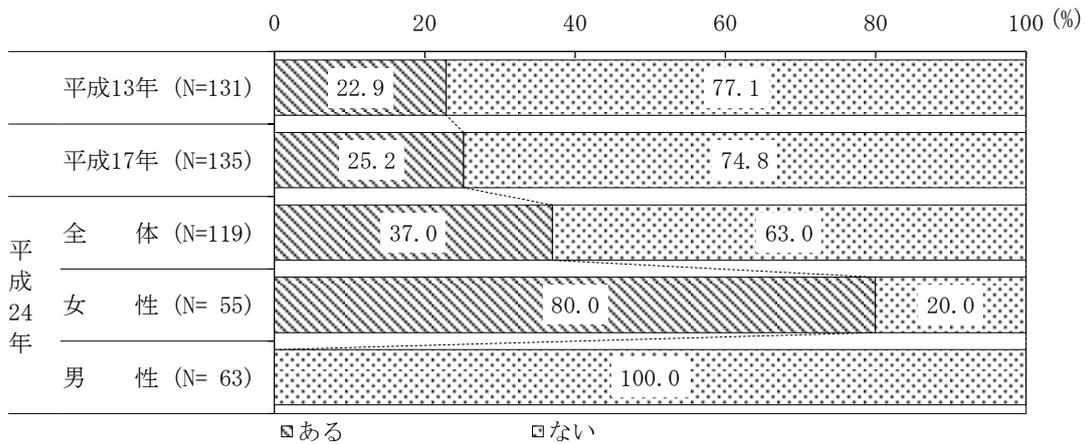
現状と課題

住民アンケートにおいては、「募集・採用」は比較的平等であるが、「昇進」や「賃金」については依然として男性が優遇されているという回答が多くなっています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などにより、就業分野における法的制度の整備は着実に進んでいるものの、一般的な就労の現状は女性の就業に占める非正規雇用の割合が過半数を超え、男女の賃金格差が存在するなど、依然として男女間の格差が大きく、これらの解決は重要な課題です。

また、町職員のアンケートによると、子どもがいる人のうち、育児休業を取得したことがあるのは、女性では80.0%、男性は一人もとっていないという結果です。民間企業においても男性の育児休暇の取得率は低い状況にありますが、町は男性の育児休暇の取得を推進していくことを検討する必要があります。

図表3-15 育児休業の取得（子どものいる人のみ）

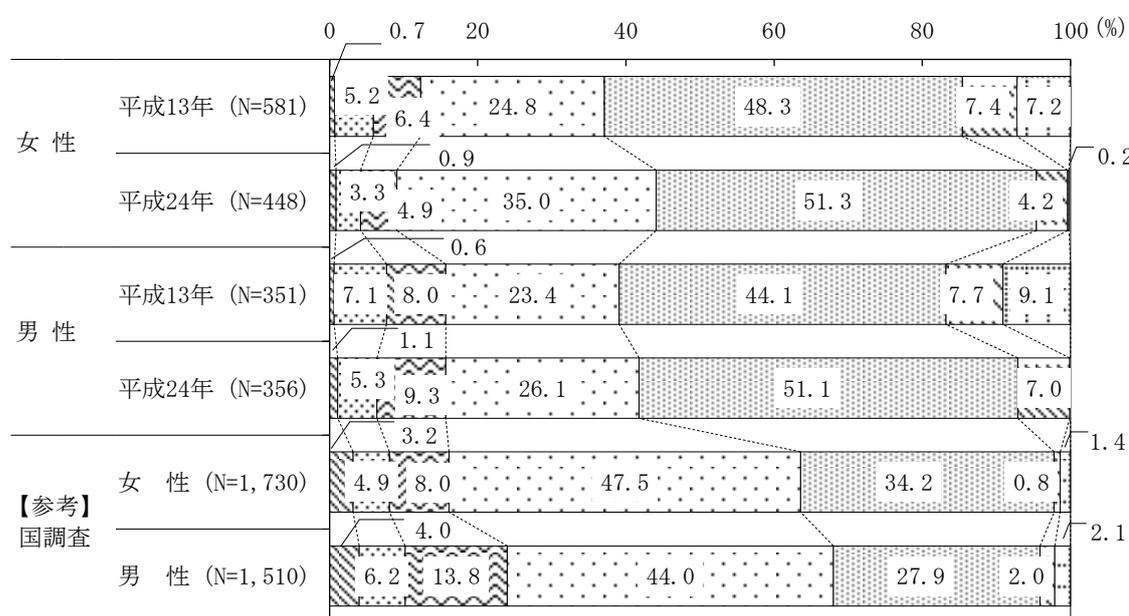


資料：職員アンケート

女性が職業を持つことについては、平成13年に比べて女性は「継続型」が10ポイント以上高くなっています。男性は「中断型」が7ポイント、「継続型」が2.7ポイント高くなっています。平成21年10月の国の調査に比べると、本町は男女ともに「継続型」が非常に低く、「中断型」が非常に高くなっています。

子どもができたらいったん仕事をやめて、ある程度子どもが大きくなったら仕事を始めるという考え方が多いことを考えると、いったん仕事をやめた後の再就職の支援や、多様な就労形態へのニーズがあると考えられます。

図表3-16 女性が職業を持つこと



- 女性には職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい (継続型)
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい (中断型)
- その他
- わからない

施策の方向

①男女が働きやすい職場環境づくり

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.57	◆男女雇用機会均等法についての周知 職場における男女の均等な機会と待遇の確保等の一層の定着が図られるよう、企業等への男女雇用機会均等法についての情報提供、普及啓発を推進します。	継続	産業課
No.58	◆性別を問わない職員配置 性別に関わらず、能力に応じた職員の配置を適正に行います。	新規	総務課
No.59	◆育児・介護休業法についての周知、推進 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、看護・育児・介護休業制度等を広報紙でPRするとともに、企業、労働組合との会合等を通じ、制度の普及・啓発に努めます。なお、役場においても積極的に男性職員の育児休業の取得を推進します。	新規	産業課 総務課
No.60	◆母性健康管理指導事項連絡カードのPR 妊娠中・出産後の女性労働者が安心して保健指導・健康診査を受けるための時間の確保等ができるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。	継続	保健センター

②農林業・商工自営業に従事する女性への支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.61	◆女性農林業者への情報提供等 女性が農林業の技術や経営能力の向上を図ることにより、農林業の様々な分野で女性の参画が進むよう、地産地消の取り組み、農産物・加工品のブランド開発、起業などについての情報提供や働きかけを行います。	新規	産業課
No.62	◆商工会女性部の活動支援 商工会活動に女性の参画が進むよう、商工会女性部の活動を支援していきます。	継続	産業課
No.63	◆農林業・商工自営業に従事する女性の地位の向上 農林業に携わる女性や自営業を支える女性の経済的地位の向上や就業条件の改善が図られるよう、情報提供を行うとともに、広報誌や関係団体を通じて啓発活動を推進します。	新規	産業課

③子育て後の女性の再就職に対する支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.64	◆女性の就労機会の拡大 職業安定所などと連携を図り、求人情報、マザーズコーナーの紹介等、情報提供による女性の就労機会の拡大に努めます。	継続	産業課
No.65	◆技術講習会などの情報提供 職業安定所など関係機関との連携を密にして、技術講習会などの多様な情報を提供していきます。	継続	産業課
No.66	◆フレックスタイム制など多様な勤務形態の普及・促進 在宅勤務や短時間労働、フレックスタイム制等多様な勤務形態を普及・促進していきます。	継続	産業課
No.67	◆再就職等のための情報提供 出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談やIT関連等の職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。	継続	産業課



基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号	
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の防止と被害者支援	DV防止の啓発	No.68	
		DV防止と早期発見	No.69	
		デートDV防止に向けた啓発	No.70	
		関係機関との連携	No.71	
		ハラスメント防止の啓発	No.72	
	②人権に関わる相談体制の整備	相談体制の充実と窓口の周知	No.73	
		人権擁護委員による相談	No.74	
		心配ごと相談事業	No.75	
		相談員の資質の向上	No.76	
		相談機能の充実	No.77	
		町内関係機関との連携	No.78	
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及啓発	学習機会の提供	No.79
			リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及	No.80
		②妊娠・出産に関する健康支援	妊娠・出産に関する情報提供	No.81
妊娠中の女性の健康診査の受診			No.82	
不妊治療への支援			No.83	
③成人期・高齢期における健康支援		骨粗しょう症予防の普及	No.84	
		がん検診の推進	No.85	
		うつの予防	No.86	
④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進		性感染症についての正しい知識の普及	No.87	
		飲酒・喫煙・薬物乱用対策の推進	No.88	

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

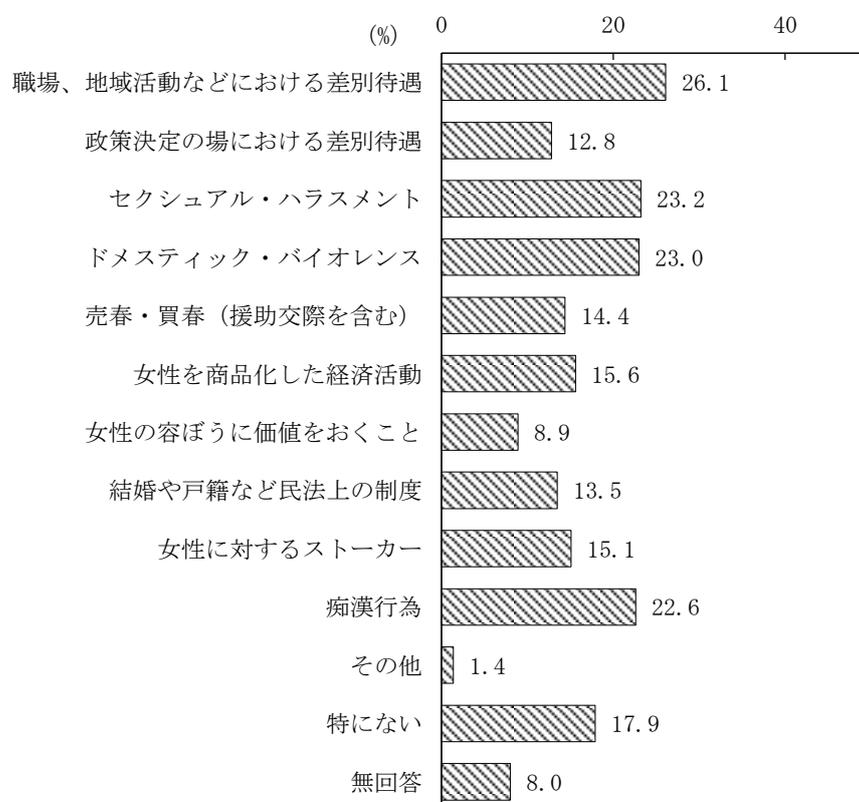
住民アンケートによると、女性の人権が尊重されていないと感じることとしては、「職場、地域活動などにおける差別待遇」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」「痴漢行為」が高くなっています。

DVを受けたことがあるかをたずねたところ、「何度もあった」「1、2度あった」を合計したく受けたことがある」と回答した女性は、身体的暴力については20.3%、精神的な嫌がらせや脅迫、性的な行為の強要はそれぞれ14%となっています。

DV、各種のハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、インターネットや携帯電話等の急速な普及により、これらを介した新たな形態の被害も発生しています。

本町では、女性の人権に関する相談は健康福祉課において行っており、必要に応じて、女性相談センター等の関係機関と連携して対応しています。

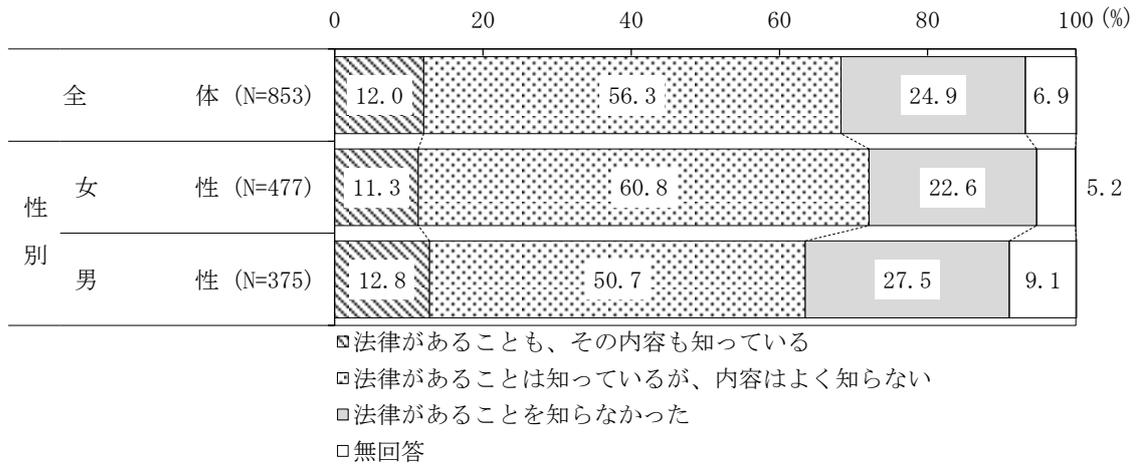
図表3-17 女性の人権が尊重されていないと感じること（3つまで）



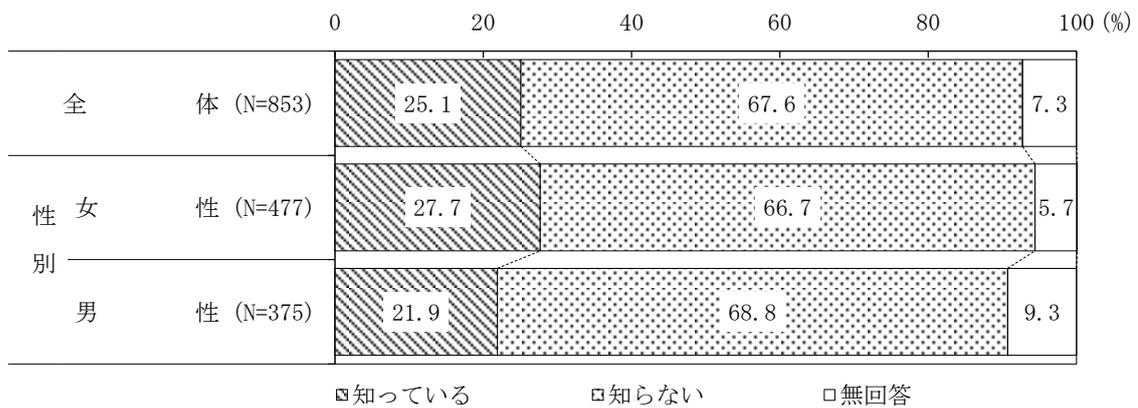
DVは、家庭内において行われることが多いため潜在化しやすく、表面化したときには重大な状況になっている傾向があるといわれ、早期発見が重要となります。しかし、DV防止法や相談窓口については十分に周知されていません。

これらの女性に対する暴力を防止するため、暴力を許さないという意識を醸成していくとともに、被害者の相談窓口の充実と周知、関係機関と連携した支援などを推進する必要があります。

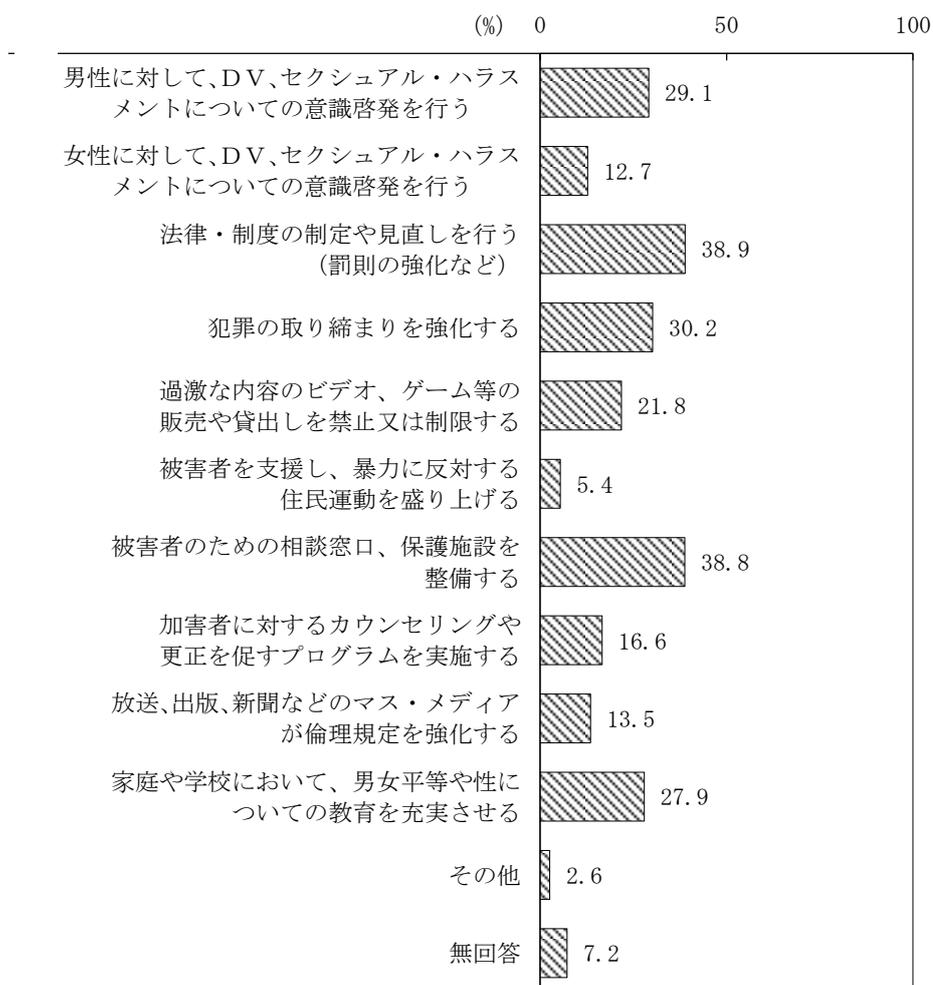
図表3-18 DV防止法の認知度



図表3-19 DVの相談窓口の認知度



図表3-20 女性への暴力をなくすために必要なこと（3つまで）



施策の方向

①あらゆる暴力の防止と被害者支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.68	◆DV防止の啓発 住民に対してDV防止に関する広報や、関係機関との連携によるシンポジウム等の開催により、DVを決して許さない意識づくりを推進していきます。	新規	健康福祉課
No.69	◆DV防止と早期発見 DVは早期に発見することが重要であることから、医療・福祉・学校関係者等に対する啓発を推進します。	新規	健康福祉課
No.70	◆デートDV防止に向けた啓発 学校における「デートDV」防止のための啓発を行うとともに、教職員等に対してDVに関する研修を行い指導力の向上を図ります。	新規	学校教育課 小・中学校
No.71	◆関係機関との連携 県の配偶者暴力相談支援センターなど関係機関、民間団体との連携を図り、DV防止や被害者の安全確保、自立支援を行います。	新規	健康福祉課
No.72	◆ハラスメント防止の啓発 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを防止するため、人権啓発に関するパンフレットの作成・配布、広報たるい等を活用した制度改正や調査結果、先進事例の紹介などにより意識啓発を推進します。町においては、職員の意識啓発と相談体制の充実を図ります。	継続	健康福祉課 企画調整課 総務課

②人権に関わる相談体制の整備

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.73	◆相談体制の充実と窓口の周知 ホームページ、広報等により相談支援窓口の周知を図ります。	新規	健康福祉課 企画調整課
No.74	◆人権擁護委員による相談 人権擁護委員による人権相談について周知を図ります。	継続	健康福祉課
No.75	◆心配ごと相談事業 男女共同参画の視点を持ち各種心配ごと相談に応じ、複雑困難事件については弁護士対応を図ります。	継続	健康福祉課 社会福祉協議会
No.76	◆相談員の資質の向上 女性の人権に関する相談は健康福祉課において行っており、県が開催するDVなど女性に関する研修等に積極的に参加し資質向上を図ります。	充実	健康福祉課
No.77	◆相談機能の充実 女性の人権に関する相談があった場合は、女性相談センターや岐阜地方法務局、専門的に取り組んでいるNPOなどと連携を図り対応します。	継続	健康福祉課
No.78	◆町内関係機関との連携 女性の人権に関する相談の充実が図れるよう、社会福祉協議会や民生委員などとのネットワークを促進します。	継続	健康福祉課 社会福祉協議会

2 生涯にわたる健康づくりの推進

現状と課題

本町では、「健康日本21 たるい計画」に基づき、一次予防を重視した健康づくりを進めています。また、女性の健康づくりの観点から、乳がん検診、子宮がん検診等を実施しています。

女性は妊娠・出産・更年期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに男女がともに留意し、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点から、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な施策を推進していく必要があります。

また、HIV/エイズや性感染症など、女性の健康を脅かす問題、飲酒や喫煙の影響等についての正しい知識の普及を図ることが必要です。

施策の方向

①性の尊厳や母性保護に関する認識の普及

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.79	◆学習機会の提供 学習機会の提供、啓発を行っていきます。	継続	保健センター 学校教育課
No.80	◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及していきます。	継続	保健センター 学校教育課

②妊娠・出産に関する健康支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.81	◆妊娠・出産に関する情報提供 医学的にみた高年齢の妊娠・出産に関するリスクについて等、妊娠・出産に関する情報提供を行います。	新規	保健センター 学校教育課
No.82	◆妊娠中の女性の健康診査の受診 健やかな妊娠と安全な分娩のため、無料で受診できる妊婦健康診査受診票を交付し、受診を勧奨します。	継続	保健センター
No.83	◆不妊治療への支援 不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。また、県の特定不妊治療費助成事業の上乗せを行っていきます。	新規	保健センター

③成人期・高齢期における健康支援

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.84	◆骨粗しょう症予防の普及 骨密度測定により、骨粗しょう症予防の普及に努めます。	継続	保健センター
No.85	◆がん検診の推進 女性特有のがんである、乳がん、子宮がんを予防するためのがん検診を実施します。男性のための前立腺がん検診についても助成します。 【指標】 がん検診の受診率 子宮がん検診 22.1%→50.0% 乳がん検診 23.5%→50.0%	充実	保健センター
No.86	◆うつ病の予防 ストレスの多い時代にあって、うつ病等についての情報提供を行い、予防に努めます。	新規	保健センター

④女性の健康を脅かす問題についての対策の促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.87	◆性感染症についての正しい知識の普及 HIV/エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。	新規	保健センター 学校教育課
No.88	◆飲酒、喫煙、薬物乱用対策の推進 飲酒、喫煙、薬物の乱用が健康に及ぼす影響について、正しい知識の普及を図ります。特に女性については、胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等の十分な情報提供に努めます。	新規	保健センター 学校教育課

○評価指標と目標

基本目標	主要課題	指 標	平成 24 年	目 標	
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発	「男女共同参画社会」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	46.0%	70.0%	
		「垂井町男女共同参画プラン」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	21.8%	60.0%	
	2 家庭、地域における男女平等教育の推進	男女の地位の平等 「平等である」と答えた人の割合			
		家庭生活 地域社会 社会通念・慣習・しきたり 学校教育の場 社会全体	29.4% 28.7% 10.4% 49.5% 13.5%	50.0% 50.0% 30.0% 70.0% 40.0%	
3 学校等における男女平等教育の推進					
II まちづくり等への女性の参画促進	1 政策方針決定過程への女性の参画促進	審議会等に占める女性委員の割合	31.7%	40.0%	
		女性委員のいない審議会の割合	20.9%	0%	
	2 まちづくり等への女性の意見の反映	垂井町が進めている施策への女性の意見の反映 「よく反映されている」+「ある程度反映されている」と答えた人の割合	19.0%	50.0%	
		自治会長に占める女性会長の割合	2.2%	5.0%	
III ワーク・ライフ・バランスの実現	1 仕事と子育て・介護の両立支援	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	26.7%	50.0%	
	2 男女が働きやすい職場環境づくり	職場での男女平等「平等である」と答えた人の割合 全体的には	36.6%	60.0%	
IV 女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康づくり	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止法の認知度 「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人の割合	12.0%	50.0%	
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	がん検診の受診率 子宮がん検診 乳がん検診	22.1% 23.5%	50.0% 50.0%	

計画の推進に向けて

1 推進体制

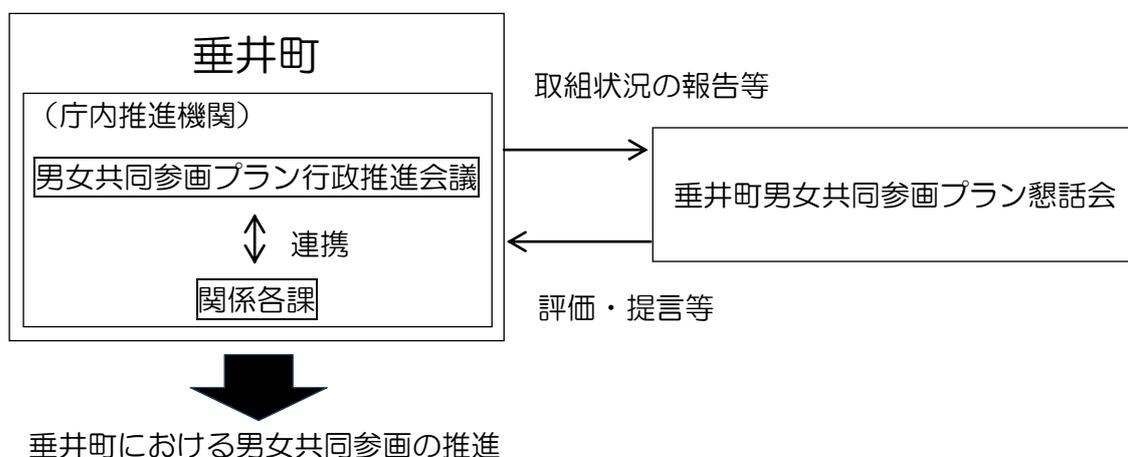
(1) 男女共同参画プラン行政推進会議

「垂井町男女共同参画プラン行政推進会議」は、計画の進捗状況を把握するとともに、具体的な施策の検討を行うなど、庁内の関係課の連携を図りながら施策を推進します。

計画の事業・取り組みについては、毎年度担当各課からの報告をまとめ、評価を行います。

(2) 男女共同参画プラン懇話会

「男女共同参画プラン懇話会」を毎年度定期的に開催し、施策の進捗状況等の報告を行います。また、具体的な施策の推進にあたっての提案、変化する課題等についての意見交換を行い、具体的な取り組みに反映していきます。



(3) 意識調査の実施

住民意識の変化を把握するため、中間年（平成 29 年）に意識調査を実施します。

2 計画の広報

この計画は、企業、関係機関・団体、そして住民の理解の下に男女共同参画社会を形成しようとするものです。したがって、住民をはじめこれら関係者に内容を理解していただくため、計画についての分かりやすいリーフレット（ダイジェスト版）を作成し、その周

知を図るとともに推進をお願いしていきます。また、広報紙、情報公開コーナー等を活用して定期的に計画の進捗状況の報告を行います。



資 料

1 計画の策定経緯

年 月	事 項	内 容
平成 24 年 7 月 12 日～ 7 月 31 日	住民意識調査	・ 20 歳以上の人 2,000 人 有効回答 853 (42.7%)
平成 24 年 7 月 17 日	第 1 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議	・ 垂井町男女共同参画プラン策定方針 について ・ 策定スケジュールについて
平成 24 年 8 月 1 日～ 8 月 15 日	職員意識調査	・ 役場職員 196 人
平成 24 年 8 月 8 日	第 1 回垂井町男女共同参画プラン 懇話会	・ 垂井町男女共同参画プラン策定方針 について ・ 策定スケジュールについて
平成 24 年 8 月 29 日	第 1 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議研究部会	・ 垂井町男女共同参画プラン策定方針 について ・ 策定スケジュールについて
平成 24 年 9 月 10 日～ 9 月 24 日	計画策定にかかる団体アンケート	・ 町内 15 団体を対象に実施
平成 24 年 10 月 17 日	第 2 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議	・ アンケート結果について
平成 24 年 10 月 19 日	第 2 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議研究部会	・ アンケート結果について ・ 垂井町男女共同参画プラン事業シ ートについて
平成 24 年 10 月 25 日	第 2 回垂井町男女共同参画プラン 懇話会	・ アンケート結果について ・ 意見交換
平成 24 年 11 月 16 日	第 3 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議研究部会	・ 基本理念について ・ 施策の体系について
平成 24 年 12 月 26 日	第 4 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議研究部会	・ 第 2 次計画案について
平成 24 年 1 月 17 日	第 3 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議	・ 第 2 次計画案について
平成 25 年 1 月 28 日	第 3 回垂井町男女共同参画プラン 懇話会	・ 第 2 次計画案について

平成 25 年 2 月 6 日～ 2 月 19 日	パブリック・コメント	・提出された意見 0 件
平成 25 年 2 月 15 日	第 4 回垂井町男女共同参画プラン 行政推進会議	・第 2 次計画案の修正について
平成 25 年 2 月 28 日	第 4 回垂井町男女共同参画プラン 懇話会	・第 2 次計画案の修正について

2 垂井町男女共同参画プラン懇話会

(1) 設置要綱

平成13年5月7日告示第20号
改正 平成15年6月27日告示第40号

(設置)

第1条 垂井町男女共同参画プランの策定及び施策について広く町民からの意見を聴取し、垂井町における男女共同参画社会を推進するため、垂井町男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画プランの策定及び施策についての提言及び推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 懇話会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表
- (3) 住民代表（公募）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、町長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 議長は、必要と認めるときは、懇話会に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則（平成15年告示第40号）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

氏 名	所属団体等	備 考
石 井 公 代	垂井町女性はあもにい	
井 上 正 貴	垂井町公民館長会	
神 田 浩 史	垂井町小中学校PTA連合会	
杉 村 浩 子	垂井町食生活改善協議会	
鈴 木 準 二	垂井町連合自治会連絡協議会	会 長
高 田 美恵子	垂井町小中学校長会	
中 野 義 勝	垂井町老人クラブ連合会	
中 村 洋 治	不破郡労働者福祉協議会	
松 田 京 子	垂井町商工会	副会長
松 原 裕 子	垂井町民生委員児童委員協議会	
山 田 悠 貴	垂井町青年のつどい協議会	

(50音順)

3 垂井町男女共同参画プラン行政推進会議

(1) 設置要綱

平成13年5月7日告示第21号

最終改正 平成19年4月1日告示第73号

(設置)

第1条 垂井町における男女共同参画社会の実現に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、垂井町男女共同参画プラン行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進における関係課間の総合的な調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び各課長をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、企画調整課長をもって充てる。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、推進会議に関係職員の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(研究部会)

第5条 推進会議を補佐し、具体的な検討を行うため、研究部会を置く。

- 2 研究部会員は、町の職員のうち会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則（平成15年告示第40号）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第61号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第73号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

氏 名	役 職	備 考
若 山 隆 史	副町長	会 長
永 澤 幸 男	総務課長	
早 野 博 文	企画調整課長	副会長
橋 本 芳 朗	税務課長	
中 島 健 司	健康福祉課長	
片 岡 兼 男	住民課長	
栗 本 純 治	産業課長	
澤 島 精 次	建設課長	
高 木 一 幸	上下水道課長	
三 浦 高 雄	会計課長	
桐 山 浩 治	学校教育課長	
多 賀 清 隆	教育次長兼生涯学習課長	
小 谷 好 廣	消防長	

4 関係法令

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

1979年12月18日 国際連合総会採択

1981年9月3日 発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性

の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不

平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技

術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階におい

て女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕

その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

〔2～9略〕

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19、20条略〕

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。〔後略〕
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条、第6部略〕

(2) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっ

とり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員そ

の他職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第28条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第1条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は

疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命

等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過す

る日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相

談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の

部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行

う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 用語解説

◆育児・介護休業法〔平成3年法律第76号〕

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児・介護の際の休業について定められた法律。平成21年6月の改正において、短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長など、さらに働く人の権利が拡充された。

◆エンパワーメント

力をつけること。本計画では、女性自らが意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在となることを意味している。

◆子育てマイスター

保育・保健等の子育てに関する有資格者や、市町村からの推薦者等、子育てに理解と熱意があり、岐阜県が認定した子育て支援者。子育てマイスターは、自主的な子育て支援活動や市町村の子育て支援事業で活動を行っている。

◆コミュニティママ子育てサポート事業

家庭の事情などで一時的に育児が出来ない時に子どもを預かるなどのサービスを受けたい人と提供したい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うもの。

◆ジェンダー gender

生物学的な性差をセックスというのに対し、「女らしさ・男らしさ」のように社会的・文化的につくられた性差をジェンダーという。それ自体に良い、悪い、の価値を含むものではないが、性別による固定的役割分担、偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。ジェンダーは社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に身につけた性差であり、社会的につくられたものであるからつくりかえることが可能である。

◆男女雇用機会均等法〔昭和47年法律第113号〕

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和47年に施行された。平成18の改正により、女性に対する差別の禁止が男女双方の差別の禁止に拡大され、妊娠・出産などを理由に不利益な扱いをすることの禁止、間接差別の禁止、セクシャル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれた。

◆DV防止法〔平成13年法律第31号〕

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された。平成19年の改正により、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことの努力義務化、市町村の役割の明確化、対応の強化などが盛り込まれた。

◆ドメスティックバイオレンス（DV） domestic violence

DVは法令等で明確に定義された言葉ではなく、一般的には、夫婦や恋人などのパートナー間における暴力をいう。夫婦間、恋人間の暴力は私的な問題とされ表面化しにくかったが、今日では解決すべき深刻な女性問題となっている。

◆ハラスメント

「いやがらせ」のことをいい、その内容から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどさまざまな場面で用いられる。セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment) は、相手の意に反した性的な言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。これらの言動が、職場や学校で立場を利用して行われることがあり、就労・就学環境を不快なものにして問題となっている。

◆V Y S (voluntary youth social workers)

昭和 27 年に子どもたちの健やかな成長を願って結成された青年ボランティアグループの全国組織。愛媛県で始まり、全国に展開され、岐阜県にも協議会が設けられている。地域の子ども会でのキャンプやクリスマス会でのゲーム指導などの活動を行っている。

◆フレックスタイム flexitime

一定の定められた時間帯の中で、労働の始めと終わりの時間を自由に決定できる労働時間制。種々の形態があるが、一定時間帯を核時間 (コア・タイム) として全員を拘束した上で、出退勤時間を自由とするのが一般的である。

◆ポジティブ・アクション positive action

男女共同参画社会基本法では、「積極的改善措置」という用語を用いている。男女間の参画機会についての格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供することをいう。国の積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

◆母性健康管理指導事項連絡カード

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施 (妊産婦のための健康診査等が受けられるよう時間を確保すること及び主治医等の指導事項を守るために必要な措置を講じること) を義務づけている。「母性健康管理指導事項連絡カード」は、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードである。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ reproductive health / rights

性と生殖に関する健康・権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

◆ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要である。平成 19 年 12 月に策定された「仕事と

生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

垂井町第2次男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男がともに認め合い、ともに輝くまち

平成25年3月 発行

発行者 垂井町

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話 0584-22-1151 (代) FAX 0584-22-5180

編集 企画調整課